

平成 27 年

南三陸町議会会議録

第3回定例会 3月3日 開会
3月23日 閉会

南三陸町議会

平成 27 年 3 月 6 日 (金曜日)

第 3 回南三陸町議会定例会会議録

(第 4 日目)

平成27年第3回南三陸町議会定例会会議録第4号

平成27年3月6日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

出席議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長 佐藤仁君

副 町 長	遠 藤 健 治 君
会 計 管 理 者	佐 藤 秀 一 君
総 務 課 長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	最 知 明 広 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農林行政担当)	阿 部 明 広 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁集事業担当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	佐 藤 孝 志 君
復 興 事 業 推 進 課 長	及 川 明 君
復 興 用 地 課 長	仲 村 孝 二 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	沼 澤 広 信 君
上 下 水 道 事 業 所 長	羽 生 芳 文 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	佐 藤 広 志 君
公 立 志 津 川 病 院 事 務 長	佐 々 木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦 浩 君
総 務 課 財 政 係 長	佐 々 木 一 之 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 通 君
生 涯 学 習 課 長	及 川 庄 弥 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員	首 藤 勝 助 君
事 務 局 長	芳 賀 俊 幸 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	三 浦 清 隆 君
-------	-----------

農業委員会部局

事務局長

阿部明広君

事務局職員出席者

事務局長

芳賀俊幸

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

三浦勝美

議事日程 第4号

平成27年3月6日（金曜日）

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第30号 南三陸町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について
- 第 3 議案第31号 南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例制定について
- 第 4 議案第32号 南三陸町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について
- 第 5 議案第33号 財産の取得について
- 第 6 議案第34号 財産の取得について
- 第 7 議案第35号 財産の取得について
- 第 8 議案第36号 新町建設計画の変更について
- 第 9 議案第37号 町道路線の廃止について
- 第10 議案第38号 町道路線の認定について
- 第11 議案第39号 副町長の選任について
- 第12 議案第40号 監査委員の選任について
- 第13 議案第41号 平成26年度南三陸町一般会計補正予算（第9号）
- 第14 議案第42号 平成26年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第43号 平成26年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第44号 平成26年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第3号）

- 第17 議案第45号 平成26年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算（第2号）
第18 議案第46号 平成26年度南三陸町市場事業特別会計補正予算（第1号）
第19 議案第47号 平成26年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
第20 議案第48号 平成26年度南三陸町水道事業会計補正予算（第3号）
第21 議案第49号 平成26年度南三陸町病院事業会計補正予算（第3号）
-

本日の会議に付した事件
日程第1から日程第21まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

大変ご苦労さまでございます。本日もよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において8番佐藤宣明君、9番阿部建君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 議案第30号 南三陸町指定介護予防支援事業者の指定に関する事項 並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について

日程第3 議案第31号 南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第2、議案第30号南三陸町指定介護予防支援事業者の指定に関する事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について、日程第3、議案第31号南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例制定について。
お諮りいたします。

以上本2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま一括上程されました議案第30号南三陸町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について及び議案第31号南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例制定についてご説明申し上げます。

本2案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、同法による改正後の介護保険法に基づき、議案第30号は指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、議案第31号は包括的支援事業を実施するために必要な基準について、それぞれ新たに定めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） おはようございます。

それでは、議案第30号、議案第31号の詳細について簡潔に説明をさせていただきます。

条文につきましては、議案書の66ページから82ページまでというような大作になっておりますが、議案関係参考資料に概要を記載しておりますので、議案関係参考資料2の5ページをお開きください。

まず、条例制定の趣旨経緯でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が、第3次地方分権一括法というそうですが、平成25年6月に公布されました。これまで国の法律や省令などで全国一律に定められていた指定介護予防支援事業所、いわゆる要支援1、2の方のケアプランを作成する事業所です、及び地域包括支援センターの運営等に関する基準を、国の基準を参考として市町村の条例で平成27年3月31日までに定めることになりましたということです。本町では、ここに書いてありますとおり、指定介護予防支援等基準

条例と、南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の2本を新たに制定することになったということでございます。

2番目でございます。国の基準及び条例により定める基準ですが、下段の表のとおりとなつております。ごらんをいただきたいと思います。

それでは、6ページをお開きください。

本町における基準ですが、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性は見当たらないことから、基本的には国の基準どおりとします。ただし、利用者等の保護、サービスの質の確保、県条例との整合性を保つというそういう観点から、次の2点について本町独自の基準を定めるものであります。

まず1点目でございます。第2条の申請者の要件に、括弧書きで暴力団の排除規定を設け、利用者等が安心してサービスを利用できる環境を整備するものです。

2点目は、第30条です。記録の保存期間の2年間を、給付費返還請求の時効消滅期間の5年間に変更いたします。

以上の2点でございます。以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） おはようございます。

議案第30号と議案第31号の2つですけれども、1点ほどお伺いしたいんですけども、議案参考資料の6ページのほうには、参考資料から質問するというわけではないんですけど、国の基準と違った場合に市町村独自の条例を定めるべきだというものがあって、ただ本町においては特別な事情や特性はないという判断がなされているということですけれども、これ想定される特別な事情、特性というのが、一体どういうことが想定されるのかということを、今の時点である程度イメージしておくことというのも必要なのかなと思います。今後、この町の状況が変化していく場合に、その改正の必要なども出てくる可能性があると思いますので、例えばほかの自治体ではどういう事情がここに加味されて変更され市町村独自の条例が規定されているのかということを、情報をお持ちでしたらちょっとお伺いしたいなと思うことが1点と、あとはもう一つ、どうなんでしょうね、条文のタイトルといいますか条例名ですね。これどうにかならなかつたんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず1点目でございますが、基本的には私の今持ち得る情報と

しては、特別な事情があるというようなことでそういう条例に定めたというような情報は入っておりません。ですから、基本的には国の基準をそのまま準拠しているというような解釈でよろしいかと思います。

2点目でございますが、これは国のはうから示されたいわゆる条例案をそのまま踏襲したということでございますので、ご了解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） それと例えば、中央と地方で事情が違うのかなとか、いろいろ想定されることはあるんですけれども、条文の内容自体が事業者の選定に関することだったりしますので、今のところとりたてて大きな変更はないと。この介護保険とか介護予防とかに関しては、国の大きい団体の権限を市町村へ移行していくんだということが1つの目玉だったのかなと思っているんですけれども、それは余り地方においても国の基準をそのまま踏襲する形が多いということであれば、どの辺に実効性が合っているかなということはちょっと疑問かなと思います。そこ何かお考えがあればお伺いしたいなということと、条文の名前自体、30号のはうですけれども、国の基準がそうだということですが、今後利用していく際に略称といいますか、通称こういうふうにというものがないと、説明のしようがないといいますか、周知のしようも非常に難しいのかなと思いますので、担当課のはうとかで実際に作業に当たっていく中で使っている呼び名などあれば、これは一応この場で聞いておくほうがいいのかなと思いますので、お知らせください。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 先ほどいいましたが、2点目からですが、「指定介護予防支援等基準条例」と、1本目につきましては。もう一度申し上げます。「指定介護予防支援等基準条例」、いわゆる縮めてそういうふうな呼び名にしております。

基本的には、今回国で定めていた基準を地方のはうで新たに定めて地方の裁量を、地方分権一括法によって地方のはうでその裁量を得るような形に変更になったということですが、昨日お話ししましたが、新総合事業ということで、いわゆる町独自の任意事業等がどんどんふえてまいります。その中で、いわゆる介護予防あるいは要支援の方々の介護の部分、そういった部分については町が担うというような、そういう国のはうの方針がございますので、多分議員おっしゃるように変更等が想定されるんだろうなと。ただ今のところ、まだ平成27年の4月1日からの公布施行になりますし、その間に猶予期間ということで、きのうも申しましたように1年あるいは2年というようなそういう期間を設けておりますので、その間にそ

ういろいろな問題が生じてくるんだろうなと。それを想定して多分猶予期間を国のはうは定めていると感じておりますので、条例というよりは細かい規則の部分でそういったところを対応していくという形になると思います。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） おはようございます。4番小野寺です。

この条例は、先ほどありましたように国の介護保険法が変わって介護予防に力を入れなさいというようなことなんだと思うんですけども、それでそれを担う業者の要件を定めるということでおろしいですよね。その際に、第4条なんですけれども、第4条に職員のことでの「保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員」とあるんですけれども、この知識を有するというのは具体的にどういう資格をいっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） ここにおいている保健師、第4条でございますね。「保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員」いわゆる担当職員ということでございますので、保健師相当の職員というふうに解されると思います。例えば、保健師あるいは看護師、そういう方が当たると思います。

○議長（星 喜美男君） 4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） この場合必要な資格として、例えばホームヘルパーとか介護福祉士とか、そういうものではないんでしょうか。

それと、この事業を担っていく業者、事業所なんですけれども、ずっとお話ししていますように特に福祉関係とか医療関係のほうで人手不足ということが言われていますけれども、これを担っていく業者の見込みというのはあるのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず1点目、ここに書いてある職員につきましては、いわゆる担当職員ということにはなっておりますが、ヘルパーではちょっと難しいのかなというふうには解されると思います。この文言だけではということです。

それから、いわゆる事業者につきましては、今町内にも相当数の事業者がいらっしゃいますし、その中で介護予防を担っていただいているというような状況になっております。ただ、新規で参入したいというような事業者ももちろんおりますが、それについては昨日いろいろ説明をさせていただきましたが、事業者がふえてサービスが充足すればその分介護保険料に

はね上がるということになりますので、その辺については町のほうでも注視をしながらサービスの足りない部分については充足をして、サービスが充足している分についてはお断りを申し上げるというような、そういう姿勢は大切なのかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そうしますと、事業者の見込みはあるということですけれども、お聞きしますと保健師を初めとした資格を持った方がなかなか集まらないということを聞きますけれども、その際にこの前も言いましたけれども、職員に対する待遇の保証とか基準とかはこの中では定めていないようなんですけれども、その辺はどのように考えているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） いわゆる介護職員等の不足の問題だと思いますが、これは当町ではなくていわゆる全国的な問題だというふうに捉えております。それに対して国のほうでは、処遇改善加算ということで補助金を交付してその分を補填しているということでございますが、この条例ではなくて国のそういう基準等で定めるというような、いわゆる補助金で対応しておりますのでこの部分は当たらないということでご了解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） おはようございます。3番です。

2点ほどお伺いします。

1点目は、介護支援室があつてそれをやめて、そして今度は地域包括という支援事業ということの新たな事業ですけれども、ただいま前者が言ったように1、2、3のこの中である保健師、社会福祉士、新たにここに書き込んだということは、今まで体制していたやめた分の人員の補充というのはこの横に、ここにスライドしていくのか、それとも別な体制でいくのか、それが1点と、それからやはりこの表題ですね。基準をつくるための条例であればこれでもいいんですけども、だとすればこの後にこの基準を定めるというのをとった、先ほど読み上げた南三陸町指定介護予防等に関する条例制定についてというものがこの後に出でてくるものなのかどうか。

その2点をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） ちょっと頭を整理させていただきたいんですが、1点目の関係ですが、多分居宅介護支援事業所を閉鎖したことをおっしゃっているのかなと思うんですが、

今回は地域包括支援センターのいわゆる基準を定める条例でございますので、それとはちょっと別に分けて考えていただきたいと思います。地域包括支援センター自体はもちろんござりますし、今まで先ほど言いましたが国の基準に基づいて配置をしておりました。それを町で基準を設けなさいということですので、町が基準を設けたということです。その基準につきましては、国の基準をそのまま準拠しているということですので、何ら変わりはないということでご理解をいただきたいと思います。

2点目につきましては、ちょっと何と答えていいかわからないんですが、条例の名称の話だと思うんですが、先ほど1番議員さんが質問されたように、もともと国のはうからこういう条例だというようなことで通知が来たのがいわゆる長々とした云々かんぬんというような条例なんです。それを縮めた場合には、先ほど申しましたように「指定介護予防支援等基準条例」と、そういうふうに詰めて言う言い方がございますよというような話でしたので、それで事足りるのかなと。それ以外の何物もないというようなことでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） あくまでもこの長い表題のものを使っていくという。もちろんここで条例が議案に提出されればこのまま使われていくわけですけれども、これでずっと行くという。国で示されたとおりの名目で行くということになりますね。了解しました。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第30号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第31号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第32号 南三陸町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第32号南三陸町新型インフルエンザ等対策本部条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第32号南三陸町新型インフルエンザ等対策本部条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条の規定により、南三陸町における新型インフルエンザ等対策本部に関することについて新たに定めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 議案第32号新型インフルエンザ等対策本部条例について説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の7ページをお開きください。

平成21年に発生した新型インフルエンザの経験を踏まえ、新たな感染症発生時における対策の実効性を確保するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法が、いわゆる特措法といいますが、平成25年4月に施行されました。その中で、都道府県及び市町村は特措法の規定に基づいて条例で対策本部に関する必要な事項を定めることが義務づけられ、本町での体制を整備するため、南三陸町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定するものであります。条例制定後の予定といたしましては、直ちに行動計画を策定する運びとなっております。

（2）でございます。

対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症といわれるのはこの表に記載されてい

るとおりでございます。

8ページをお開きください。

本町の対策本部は、県内で新型インフルエンザ等が発生した場合または緊急事態宣言がされたときに設置され、町長が本部長、副町長が副本部長、以下記載のとおりの本部員の構成となっております。対策本部会議は本部長が招集し情報収集や総合調整等を行いますが、詳細につきましては先ほど申しました行動計画を策定し別に定めることとなります。

以上、議案第32号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

この体制についてなんですかでも、一番最初に県内で新型インフルエンザが発生した場合とあるんですけれども、この地域は岩手県にも近いので、県内に限らず岩手県なり、山形が必要かどうかはわかりませんけれども、県内に限らないで近隣で発生した場合もこの対策本部が必要なんではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 基本的には対策本部自体の立ち上げは、その市町村に任せられておりまますので、その辺につきましては隣県で発生した場合ということも想定されると思ひます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そうしますと、岩手県、山形県、福島はちょっと離れてはいますけれども、そういう場合も想定されるということでよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 基本的には緊急事態宣言というのがもう既にその時点で出されていると想定されます。ですので、その際にはすぐにでも対策本部は設置しなければならないと、そういうふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第33号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第33号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第33号財産の取得についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川東地区に整備する災害公営住宅の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第33号の細部説明をさせていただきます。

議案書に記載のとおり、本議案につきましては志津川東地区に整備いたします集合型の災害公営住宅及び集会所等の附帯施設につきまして、UR都市機構から財産の取得を行うものでございます。

議案関係参考資料の2冊目の2の9ページをお開き願いたいと思います。

住宅の構造につきましては、鉄筋コンクリート4階建て2棟、82戸分でございます。延べ床面積が6,000平米となっております。附帯施設といたしましては、エレベーター、共同菜園、物置、集会所などを整備する計画でございます。事業のスケジュールですが、本議案ご決定いただきましたら、来月の4月から実際の建築工事に着手をいたしまして、平成28年6月には竣工、入居を目指して整備を行う予定です。

次に、10ページ目になりますが、東地区全体の土地利用計画図でございます。

志津川東地区の公営住宅の用地につきましては、赤の斜線部分で記載された部分でございます。今回の整備地区につきましては、病院、ケアセンター側の工区でございます。

詳細の配置につきましては、11ページになります。

左下のところにはそれぞれ住宅のタイプ別の戸数を記載してございます。敷地の道路を挟んだ北側には、戸建て住宅が入る予定となっております。

12ページには、参考までに立面図を添付してございますので、ご参照いただければと思います。なお、志津川市街地の集合タイプの災害公営住宅につきましては、この案件が最初の工事の着工という形になりますが、年内中には全地区実質の工事着工に向けて現在取り組んでいるところでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第34号 財産の取得について

日程第7 議案第35号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第34号財産の取得について、日程第7、議案第35号財産の取得について。

お諮りいたします。以上本2案は、関連がありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定

いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第34号及び議案第35号財産の取得についてご説明を申し上げます。

本2案は、伊里前地区及び戸倉地区にそれぞれ整備する災害公営住宅の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第34号並びに議案第35号の細部説明をさせていただきます。

本議案につきましては、議案第34号につきましては伊里前地区に整備する戸建ての災害公営住宅、議案第35号につきましては戸倉地区の戸倉団地に整備いたします戸建ての災害公営住宅につきまして、それぞれ南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会から財産の取得を行うものでございます。

参考資料の13ページをお開き願います。

最初に、伊里前地区の部分でございます。

住宅の構造につきましては、木造平屋及び2階建て合わせて10棟でございます。延べ床面積が720平米ということで、附帯施設といつしましては、敷地内に設けます管理用通路もあわせて整備をする計画でございます。事業のスケジュールにつきましては、本議案議決いただいた後、建築確認申請などの業務に着手しまして、ことしの夏7月には建設工事に着手しまして、集合タイプの公営住宅の完成と合わせるように平成28年の1月には竣工、引き渡しを受ける予定でございます。

次に、14ページは、伊里前の中学校上団地の土地利用計画図でございます。

15ページには詳細の配置図を添付してございます。左下の表にそれぞれのタイプ、大きさを

記載してございます。

16ページ以降につきましては立面図を添付してございます。ご参照をいただければというふうに思います。

次に、18ページからになります。

こちらは戸倉団地に整備いたします災害公営住宅の戸建て住宅の財産の取得のものでございます。事業概要につきましては、平屋、2階建て合わせまして10棟ということで、延べ床面積が720平米となっております。こちらも事業スケジュール的には、伊里前と同じように7月に建築工事に着手をいたしまして、平成28年の1月に完了、引き渡しを受ける予定となっております。

19ページは、戸倉地区の戸倉団地の土地利用計画図でございます。

20ページに配置図を記載してございます。左下の表にはそれぞれタイプ別の広さ等を記載しております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。10番山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 先ほど課長から説明がありましたけれども、いよいよ本町の東地区とかそれから伊里前地区も含めて戸倉地区も大型の団地が造成され、そして入居する手順になると。本当によかったですなと思います。県の議員団の先生方からも、南三陸町に来ると進んでいてうらやましいというようなお話を聞いておりますが、町民の皆さんにとって仮設暮らしでまだいるわけでございまして、やはりおくれぎみあるいは進んでいないといったイメージもあると思います。

そういう中で、全町の進捗率といいますか、これができるとどれだけ何%ぐらいになるのか。その辺おわかりでしたらお願いします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） これができるとという状況でのお答えはちょっと難しいんですが、現時点1月末現在、2月末現在同じなんですが、町内の公営住宅の全体738戸の整備のうち104戸完了してございます。進捗率といいますか完了率については14.1%でございます。宮城県の全体の平均が17.4%でございますので、それよりは現時点では劣っているのかなというふうには思います。当町の場合、どうしても基盤があつての公営住宅の整備という形になりますので、一概に早い遅いという問題ではございませんが、いずれ平成27年度、28年度

に全ての団地を完了する予定で現在取り組んでおります。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） わかりました。年内中に全地区が工事に着工するといいますか、そういったお話を言われているようでございます。そうすれば町民の皆さんもかなり安心して、もう少しだといったようなイメージで期待感もすごくあると思います。ぜひ、世の中の動向を見ますと資材の高騰やら人件費の高騰あるいは人手不足ですか、そういった悪条件が出ております。さらには国の政策等もいろいろ変わってくると思いますので、ぜひ、一番は工事の進捗ですからね。そういったことを重点的に、町民の皆さんへの期待に沿うような形でひとつご努力といいますか進めてもらえばと思います。私からは以上です。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 議員ご指摘のとおり、資材の高騰等については非常に建築工事の場合悩まされてございます。現在、UR都市機構から買い取りをする団地につきましては、志津川東地区、志津川中央地区でございます。この2地区については全ての団地において既に事業者が特定されているという状況でして、現在事業者が特定されていませんのは、先般ご決定をいただいた志津川西地区の集合タイプの部分でございまして、現在入札手続を宮城県におきましてやっておりますので、そこが順調に進めば全体が目に見えるような形になってくるのかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 15番山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） この災害公営住宅の土地利用計画ということで、今、復興事業推進課長から説明をいただきましたが、伊里前地区のこの公営住宅の戸建て棟の説明をいただきましたけれども、この土地の入り口、峰畠線ですか、町道からの入り口、住宅とはちょっとかけ離れるんですが、保育所の子育て拠点施設ですか、この建物がこの敷地に予定されているというんですが、その辺を。福祉課長になるかな。保育所の子育て支援拠点施設ですか、併設をするということで施政方針にも載っておりましたので。ここでいろいろな声がございまして、その点を確認しておきたいんですがよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 議案関係参考資料の14ページをお開き願いたいと思います。この中学校上の土地利用計画図につきましては、災害公営住宅中心に記載をしてございますが、その災害公営住宅の戸建ての南側の敷地、ちょっと2段になって細長い敷地がございますが、ここが子育て拠点施設等の施設用地ということで、その内容等については担当課長の

ほうから述べたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 議案関係参考資料の14ページの、今復興事業推進課長が申し上げましたように、この黄色い部分のこの細長い縦の部分に伊里前の保育所を移設するという予定でございます。予定とすれば、設計を開始をして、竣工をできれば平成28年度の頭に開設をしたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 伊里前の子育て支援施設の現在の状況でございますけれども、現在実施設計をしておりまして、今月末までの工期というふうになっておりますので、平成27年度新規事業ということで工事の発注をしたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第34号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第35号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第36号 新町建設計画の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第36号新町建設計画の変更についてを議題といたしま

す。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第36号新町建設計画の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、合併特例債を起こすことができる期間が延長可能となったことから、必要な事業を効率的に実施できるよう新町建設計画を変更するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 細部説明をいたします。若干説明時間がかかるかもしれません、あしからずよろしくお願ひいたします。

説明資料を3つ使わせていただきます。まず1つは、新町建設計画変更計画書変更案と赤書きで書かれました78ページつづりのものがまず1冊ございます。それから、議案関係参考資料2冊のうちの2の23、24、この2ページ。それから、昨日1枚ものでお渡ししてございますA3横長の参考資料その2、ピンクの着色をされたもの。この3点を使わせていただきます。

初めに、建設計画書の78ページの厚い資料のつくり方でございますけれども、前もってごらんをいただいておるかと思いますが、震災による町のさまざまな概況、影響を考慮して文言をまず修正をしているというところでございます。建設計画の基本的な考え方や施策の大綱的なものを列記をしてあるのがこの資料でございます。

では、議案関係参考資料の23ページ、そのダイジェスト版を作成をいたしておりますので、これに基づきまして説明をさせていただきます。

1番は記載のとおり、経緯でございます。

2番の背景と目的でございますけれども、ことしの10月に南三陸町の合併10周年を迎えます。その間、総合計画に基づきまして各種施策を展開してまいりました。平成23年に発生した大震災に対応するため、急遽、震災復興計画を策定しそれに沿った事業を進めているというこ

とでございます。震災によって新町建設計画の前提となる町の様子が、あるいは将来の見通しが変わったということから、復興計画との整合性をもとに実態に即した事業の計画の表現に直したというところでございます。また、国の法改正によりまして、合併特例債の発行期限が10年間延長になりました。その延長の措置を継続して受けるためには、建設計画の変更をしなければならない、ここが大きなポイントでございます。特例債をさらに10年間延長して受けるためには、変更計画をしなければならないというところでございます。

次に、3番の方針でございますが、（1）から（5）まで記載のとおりでございます。今回は、先ほど申し上げましたように文言の修正程度にとどめつつ、主要な事業については現在進めている復興交付金の事業そういったもの、あるいは次期総合計画に反映をさせたいと、そう考えております。

4番の合併特例債の状況でございます。2行目の起債充当額43億7,300万円ほどに対しまして、これまで30億円余りを活用してまいりました。充当できる残額につきましては、およそ13億6,000万円でございます。新町建設計画とその進捗状況の比較表につきましては、この後A3の資料にて説明をさせていただきます。

次のページをめくっていただきます。

最後、5番ということで計画の主要な変更点についてですが、ローマ数字でIからVIIIまで記載をされております。変更とはいえ、ただいま説明をしたように期間を延長することと、復興計画と内容を合わせるということなどを前提としたものでございますので、改めての新規事業はございません。厚い計画書の変更箇所はそういったところを朱書きで表現をしておりますので、ご参考を願いたいというふうに思います。

最後に、A3横長のこれまでの計画を立てた事業、それにどういう起債を充ててきたかという執行状況表を載せております。ピンクのところが起債を既に使ったという内容でございます。一番左端に施策の項目がございます。番号が振ってございませんけれども、1番目の基金造成、2番合理的な行財政運営の確立から始まりまして、13番目の当初事業名が記載されていなかった事業というところまで、全部で13の項目がございます。この中の一番下のところに、合計額30億1,430万円と書いてございますが、この額が先ほど説明をいたしましたこれまで起債を打ってきた事業の内容ということでございます。

この資料の白抜きの部分につきましては、当然災害等の影響によりまして、もともとの新町建設計画で起債を借りてやる予定の事業を災害復旧費でやったり交付金でやったりという事業の手法がシフトしているものもございます。それから色塗りになったところにつきまして

も、震災によって事業が廃止をしたりというところもございますので、一概に当初の合併計画に対して進捗率が正確に何十何%というような捉え方は非常に難しいのかと思われますけれども、一昨日でしたか、町長が議員のご質問に対して、おおむね80%ぐらい進捗をしているというようなところで、そのような捉え方でよろしいのではないかというふうに思っております。

なお、下段のほう平成26年度に起債を充てて実施をしている事業、さらに平成27年度には3事業予定をしてございますが、これらを予定どおり起債を充てたといたしますと、総額で一番下に書いてある36億8,500万円。ここが現段階での執行額というようなことになります。なお、これから質疑に当たりましては、各課各班にわたっておりますので、質疑の答弁につきましては担当課長も交えて対応させていただきますので、以上よろしくお願いをいたします。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 全体的なこととすごく細かいことと、ちょっとお伺いしたいんですけども、細かいことからちょっとお伺いしますが、目次なんですかけれども、変更計画書の変更案で目次1序論の4番変更計画の目的というところがあるんですけども、7ページになっているんですけども8ページだと思うんですね。そこどうなのかということをまず、ちょっと細かいんですが。

それと、合併特例債でやらなければいけないこと、やる必要があることというのはもちろんあって、ただ一方で起債するということは借金ですから、それを将来にわたって返していくということは当然想定しながら計画というのは立てなければいけないんだろうと思いますので、その10年延長することでより多く借金ができるよと、大まかに言えばですね、ということだと思うんですが、より多く借金をしてより多く先へ負担が残ることにならないかどうか、そこをどのようにお考えなのかということをちょっと、町長ですかね、お伺いしたいと思います。

それを考えていく上で、今後この町の人口がどうなっていくのかということは想定していか

なければいけないと思うんですけども、30ページに、これは新しく追加された部分で震災後の将来人口の見通しということで出ています。もちろん合併当時の建設計画と震災があつてということでこれは大きいインパクトがありますので、全く想定というのは変わってくるというのはこれは仕方がない部分だろうと思いますし、それを想定して今復興計画を策定して、南三陸町として前に行こうということにずっとこれまで取り組んできました。この新町計画を変更する上で、その将来の人口というのはどちらの値を参考にしていくのかということと、それをこの30ページにうたうだけで果たして十分なのかと。計画全体へ非常に大きい影響を与えると思いますので、そこを計画の中でどのように整合性をとっていくのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 合併に至るまでに我々、先進的にと、当時はですが先進的と言われた合併市等を何回か視察をさせていただきました。その際、やはりどうしても目の前にぶら下がったいわゆる財政といういわゆる財源という、ある意味こういう言い方は失礼ですが、ニンジンをぶら下げられたというような状況の中で合併に突き進んでいったというのが平成の大合併だったというふうに思います。その後に、じゃあそれぞれの合併自治体がどういう道をたどったかというのも、これも我々検証してございます。そこの中にあるのはやはり合併特例債の使い方の問題だという基本的な認識がございます。そういう観点からお話しをさせていただければ、やはり将来負担、そういうものをしっかりと考えながら、この合併特例債の使用というのを考えていかなければならぬと思いますし、あわせて新町建設計画を今回変更いたしますが、この中にあって両町にある程度担保する、いわゆる進めなければいけないという事業もございますので、それはそれとしてやはり使わせていただきますが、いずれ野放図にこういった合併特例債をただ使えばいいというものではない。現状として、後藤議員ご承知のように、今復興交付金等でさまざまな事業を進めておりますので、その辺はしっかりと検証しながらやっていきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、資料目次の部分につきましてはご指摘のとおりでございます。訂正しておわびを申し上げます。

それから、人口の関係でございますが、この資料には復興計画上的人口、それから実際の平成37年までにこうなるであろうと推測される人口と記載されておりますが、結論としましては、両方を意識せざるを得ないと考えております。まず、復興計画につきましては、平成33

年終了を目指してた計画でございます。通常の推進方法ですと1万3,300人ぐらいまで下がるというところを、復興事業を推進する中で1,200人ぐらいを戻すということで、町の復興事業の想定目標人口を1万4,555人と、それに向かって事業を進めるということには何ら変わりはございませんが、一方で新町建設計画を10年間延長したことになりますと、その先の部分につきましては復興が仮に終わっているという前提でございますので、そこからどのように平成37年の人口を推計するかというのは、現実的には非常に難しいということになりますので、通常の問題研究所などが使っている手法により出された1万1,547人というものを意識しながら対応していくことになると思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） その一つ一つ精査しながら、目次のことはわかりました。特例債の使い道ということだろうと思うんですけども、将来に負担を残さないようにというか、残さないというのは表現として難しいんだろうと思うんですが、残しても将来のために逆に今起債してこの事業をやらないと町自体が前に進んでいかないんだということに絞り込んで事業を行っていくことだろうと思います。また震災がありまして、その対応である種賄えたというか、別な財源を使って整備できた部分もあると。それでも足りない部分というものをしっかりとこの計画を変更することで整備していかなければいけないんだというお覚悟だろうというふうに思いましたので、引き続きその思いといいますか観点は、将来この町に長く住んでいく者として非常に気にしている部分でありますので、先ほどおっしゃったように野放図にお金が使えるから使ってみんな便利にしましょうと。その結果、よりこの町が住みづらくなるとかそういうことがないように、ぜひ今後ともご努力を続けていっていただきたいというふうに思います。

人口のことに関しては、両方必要という部分ですね、目標として置かなければいけない部分と現実推移している現状を両方ともこの新町計画の中では加味して計画に反映させていくということなのであれば、この順番からいっても序論、概況、見通しと。見通しのところで新たに、見通しの一番最後の部分で震災があつてこういう現状があるんですということをこの場所に盛り込まっているのは、一定程度の理解を示す部分でもあります。合併して、当初の理念を忘れずに震災から復興を乗り越えていくんだということを文言を整理して継続していくんだということだろうと思いますけれども、もう一つそこに何かメッセージといいますか、震災からの、震災というものがあったけれどもそれを乗り越えていくんだということをもう少し強く打ち出してもいいのかなと思いますけれども、そのところはどのようにお考へで

すか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 数字上の推計的な部分につきましては、一定の手法によるというごとでございますのでご理解をいただきたいと思いますし、またメッセージ性でもう一步踏み込んでというところでございますが、現在復興事業800億円にならんとする交付金を使ってやってございますので、この事業をやりながら新町建設計画の変更の内容について町としてこういう方向で進んでいますよということを、事業を実施しながらご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。4番小野寺久幸君

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

これは合併特例債が延長になったのでそれを使ってというようなことなんですかけれども、やはり今お話をありましたように、これは将来返していかなきやいけないということになると思います。この中に、県の役割というのがあります。さらに私は国の役割というのをはっきりしていただけないのかということを思うんですけれども、国はお金貸すから少し頑張りなさいというようなことでしょうけれども、今地方創生とか言われていろいろな事業がこれから始まるんではありますけれども、やはりその将来への負担を軽くすることと、それからお金が地方に貸すんじゃなくてそこでとどまって地方で回るというような施策を国に望むべきではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 国のかかわりというものは、今回の変更の中では基本的にございません。10年前に合併をしたときに、さまざまな交付金なり交付税なりという財政上の特別な措置を講じながら、合併がスムーズに進むようにさまざまな準備、そういったものに要する経費等を支援をしてこられたということになりますので、今回の変更につきましては町と県、県についても一定の事業の内容に絞られておりますので、ほとんどが町の事業ということになろうかと思っております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 先ほど町長が、ニンジンをぶら下げられて合併が進んだというお話をされましたけれども、当時、感覚として合併ありきでとにかく合併しろというようなことが国のほうから進められたようです。その後5年間で合併による効果が本当にあったのか、逆にかえって不効率になったとか、住民サービスが悪くなったとかというようなことがあります

したけれども、同じ合併特例債を使ってやる場合に、そういうことの起こらないようなことを考えるべきであると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 合併特例債を使う1つの決まりごととして、旧町同士のスムーズな合併や新しい町民の一体感の醸成、生活感、それから国保税とかいろいろな手数料、水道料と全部違っているものを1つにするというようなことで、基本的には1つの町にするために必要な事業や施策に特例債を充ててくださいというのが大前提になっておりますので、効果というようなお話をございましたが、何というんでしょうか、当町の場合は2町合併でございましたので、そういう効果があるように使うのが特例債でございますので、効果が出ないような特例債の使い方はしてこなかったと思っております。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

特例債の延長ということで、新町建設計画を改定するということですけれども、こういった議会において政治というものは、日の当たる部分だけでなく光の当たらない部分も大切にすることが政治ではないかと思うことから、そういった部分にも光を当てていくことによって合併した町がきらりとより光っていく町になるのではないかという思いから、2点質問させていただきます。

1点目は交流型産業の育成、この紙のほうから、ちょっと細かいんですけれども質問させていただきます。中ほどの交流型産業の育成ということで払川ダム湖畔整備事業というのが載っていますけれども、これちょっと空白続きで、このことに関して今後の見通しというかを伺いたいと思います。

あと2点目は、学校教育環境の充実ということで、一番上の温水プール整備事業、これも残念ながらというか空白続きで、この2つについての今後の見通しというか、合併特例債に関する見通しを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、ダムの湖畔整備の関係でございますが、合併協の取り決めの表現を見ますと、ダムが完成した後に周辺観光施設整備を検討すると、検討するものとするというような表記になってございます。

それから、温水プールにつきましては、新町において改めて検討するものという表記でございます。

いずれの施設につきましても、特にプールなんかはランニングコストの件と、それからつづった後の事業の維持管理も含めた管理形態、そういうしたものもあわせて考えなければなりませんし、また場所の問題などもこれからということになりますので、現在の協定項目にある表記のとおり、当分の間は引き続き検討するというような内容になるかと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今課長の答弁いただきましたけれども、たしかダムが完成した後に何らかの整備ということで、私も記憶があるんですけども、こういったことは先ほど課長答弁あったように、ある程度均衡のとれたまちづくりになってきている上で今後重要視して、観光面でもこの部分についてはある程度力を入れていく必要があるんじゃないかと思うんですけども、再度この件に関して伺いたいと思います。

あと、温水プールに関しては、今のところ見通しがないということですけれども、その理由としてランニングコスト、維持管理ですか、そしてあと場所。例えばランニングコストは、維持管理に関しては今町で取り組んでいるバイオマスの関係の燃料を使っていくという、そういう方法もあるんじゃないかと思いました。それで場所なんですけれども、場所的には今回間に合わなかつたということですけれども、私的には戸倉の小学校のプールができるわけですけれども、そのプールを例えば現在の旧戸倉中学校の体育館の中につくるというか、体育館自体の耐久性は危ぶまれていますけれども、いろいろなそういうことを検討していくればより実現の可能性が近かつたんじゃないかという私は思ひがしています。そこで、温水プールをなぜこのように私質問しているかといいますと、学校教育ではなく学校開放という意味合いも将来的にしていければ、高齢者ならず普通の若い人たちにとっての健康増進の1つの施設になるんじゃないかというそういう思いから、こういったことにも光を当てていく必要があるんじゃないかと思うので、再度この件に関して伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） ダム周辺整備につきましては、観光面も含めた開発整備計画というようなご提言でございますが、これまでの議会でも何度かそういった類いのお話をいただいておりますので、なお継続してその部分は検討をするというところでございます。

また、プールにつきましてなんですが、これもさまざまな角度から検討をしなければならない。ご案内のとおり、復興事業で大量の公共施設ができるわけでございますので、まずはそちらをしっかりとベースに据えて、維持財源も含めてしっかりと考えなければならない。温水とかプールとかという局所的な部分での議論ではなくて、もう少し広い観点で考えていくべき

問題だろうと、このように思っております。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 高齢者などの健康面への温水プールの利用ということでございますが、それもあわせて考えていきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） ダムに関してはわかりましたけれども、私も時折、払川のほうに行ってダムを見に行くんですけれども、現在ですとなかなか、実際いい場所なんですけれども何かする上では、今現状としては、町長の名前が刻んである石碑に草というか木が覆いかぶさっている状況で、なかなか今後の検討は難しいのかなという思いはありますけれども、再度何らかの形で形にしていただければと思います。

あとプールに関しては、私再三言っているのは、学校教育もそうなんですけれども、健康増進というか医者、病院に行くよりもプールに行くというか、よほど悪い人はあれでしょうけれども、そういう思いというかそういう使い方というかを将来的には望む方法もあるんじやないかと思いまして質問しました。さまざまな角度から課長、検討するということなので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。2点ほどお伺いいたします。

まず、10年間延びたということで複雑な気持ちでおりますけれども、1つはやはり1番議員のように後世に借金を残すということがいいのかどうなのかということと、その反面、このこれから事業に合併債を使えるのかなということで複雑な気持ちでおりますけれども、まず1点目の、合併債のこの特例債、この特例債の利率とふだんの起債の利率、どの程度違うのか。わかっている範囲でお願いします。

それから、この充当残額13億5,900万円ありますけれども、復興に使われるのが主かと思われるんですけども、この中に復興以外の計画のものがあれば、わかっている範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、ちょっと順番逆になりますけれども、13億円の残高につきましては、現在先ほど申し上げましたように復興交付金事業、災害復旧事業を中心にあるいは優先的に、それにマンパワーも充ててございます。ですから当分はそちらで行くんですけれども、今後この13億円の合併特例債の使途、要は両町の合併振興に関連する事業ということ

になりますので、これから復興をやりながらそういった必要な事業があれば、それを充て込むということになります。極端に言いますとトンネルを掘るとか、それは両町を結びつけるということになりますので、極端に言えばそういうものがもしこれから急遽発生したらば、そういうものに使うというようなものが合併特例債の趣旨です。

それから計画期間が伸びた、複雑だというお話でございましたが、冒頭申し上げましたように、この大震災という影響を考慮して国の方でも法律改正をして、とても期限内で使える状況ではないという、それに現地の状況に照らした上で10年延長をして、その期間で特例債をより有効に使ってくださいというような狙いでの延長でございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 現行の金融機関での利率は20年の債務を起こした場合0.7%という低金利でございますけれども、ちょうど合併当初は1.8%から2%でございました。地方債全般でございますので金利には変動がございませんが、ただ合併特例債であってもほかの地方債であっても、基本的には借金には違いはないんですけれども、基本はやはり後年度に負担を残すという観点から、なるべく普通交付税の基準財政需要額に算入される、そういうメニューラインを重点的に利用していくという形になります。この特例債、議員もご承知だと思いますけれども、95%の充当率で後年度に普通交付税に70%算入されるということでございますので、実質3割の自己負担で済むということでございます。また、あくまで借金でございますが、これも後年度での公債費負担比率、一般財源に占める借金の割合を常に見計らいながら起こしていくわけでございますけれども、平成25年度決算レベルでもまだ11.8%でございますので、これが18%以上超しますとイエローゾーン、25%になるとレッドゾーンとなるわけですけれども、今のところ公債比率等まだ心配のない状況でございますので、その辺も勘案しながら今後も地方債計画を町のほうでも立ててまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの説明で11%台ということで、イエローゾーンにもまだなっていないからということの説明のようですが、それらを勘案しながら事業推進に努力していただきたいと思います。以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この議案につきましては、説明があったとおり10年間の計画が伸びたと、国の方では認めるかわりに変更計画書をまとめよという内容のものだということでありまして、ずっとこう見ておるんですけども、全て事業というのは皆さんご存じのとおり、計

画をして、実施をして、そして反省というものに至らなければならない。反省というのは検証ですよね。行政の一番の仕事といいますか、住民の生命と財産を守らなければならないし、また住民福祉の向上というのが大前提だというふうに思っております。そういう中で、10年の建設計画、新町のこれから建設計画ということは、将来にわたってこの町の住民の福祉の向上というものがなければならない、そのための建設計画であるべきだというふうに私は思っております。そういうことを考えるときに、10年前に合併をしました。10年後にこの町が果たして住民の方々の福祉の向上になるのかなということも考えながらやらなければならぬんではないかなと。その間にまた単独ではやっていけなくなる可能性もある。人口がどんどん減っていますのでね。そういうときにはさらなる合併ということも考えていかなければならぬのかなと、そんな思いで今この新町の建設計画を見ておるんですけども。

町長、なかなか町長では難しい、いいですか町長さん、質問して。どうなんでしょうね、将来的にこの町が、今10年の計画を立てているんですが単独でやっていけると、やるよう努めするんでしょうねけれども、見通しですね。どうお考えですかね。それも踏まえながらの建設計画もつくるなければならないんでないかなという思いから、今質問しているんですが。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 三浦議員おっしゃるとおりだと思います。基本的に南三陸町こういう大災害になりまして、ここから立ち上がるということで皆さんのお力をいただきながら進めてございます。そういう中にあって、これから向こう10年後に一体この南三陸町のあるべき姿がどうなんだということをこれはしっかりと計画の中に落とし込むということは、三浦議員おっしゃるとおりだと思います。我々もこれからさまざまな施策を展開しながら、単独で南三陸町が将来に向かっていける、そういうふうな、財政運営も含めてですがそういう取り組みをこれからも続けていきたいというふうに考えておりますので、いろいろ我々の知恵だけではなくて議員皆さん方からもさまざまな知恵を頂戴しながら、からの町をつくっていきたいと思います。よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 10年間ですからね、10年後にここにいる方々何人残っているかわかりませんが、そういう中で若い方いますんでね、こっちのほうもさしてもらえばと思ったんですが、そういう中で慎重にやはりやっていただきたいなというふうに思います。

細かい話ですが、この人口の推計ですが1万1,000人くらい見ているんですよね、この計画の中で。先般、介護関係で10年後には1万人割るという推計出ているんですが、どっちが本

当なんですか。我々はいつの間にか減るからということで、大変だなということで保険料も上げることになったんです。これ見たら、まだ1,000人だか2,000人残っていると。どっちが本当なんだべね。同じ町で課によって見方が違うと。横の連携はどうなっているのかなと。町長はどっちが正しいと思います。そこをはつきりとしないと、何だ我々この間まで10年後には1万人切るんだ切るんだと言われていて、きょうになつたらまだ切らないで1万一千何人だと。どっちが正しいんですか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） お断りをしておきますが、先般出したのはいわゆる高齢者の福祉計画の中での人口の推計ということでございました。その際には、いわゆる政策的な要素は一切加味をしないで、高齢者の方の人口それから介護保険料の推移をコホートというようないわゆる推計の式に当てはめて9,400何がしというような数字が出てきたということでございますので、ある意味今後の町の施策によりその辺は大分変わるであろうというような、そういうところが加味されていなかつたということでご了解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 我々はその政策的なことを考えなければ1万人を割ると、考えれば1万人まだ残っていると。それで町民の方々に使い分けしないといけないんだね。そこが難しいところだね。10年後のことでの推計ですからね。何も誰もわかるわけでもないし。ただ、その辺でいるのかなと。1万人ぐらいかなという解釈でおりますけれどもね。ただ、そういうふうに話されないと、どっちがどうなんだということになってきますのでね、その辺のところなんですよ。だから説明するときも、政策的なこととかって語ってもらえればね。仕方ありませんな。終わります。

○議長（星 喜美男君） 7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 7番です。

この新町の建設設計画の変更ということで、合併して特例債を使わないと損、特例債を使って新しい町をつくっていくというような考え方なんでしょうが、この前者が今申したように人口についてなんですが、人口いわゆるこれ見ますと平成37年には1万1,500人というような推計、さらにはその1万人を下回るということでありまして、1万人を下回って9,500とか9,000になると、ほぼ半分に近くなるわけですよ。半分いなくなると。これは震災の影響もあるんですが、その中で半分近くにもなるような人口を推計しながら、計画がそのようになっているのかということですよ。計画そのものがもっと何か人口がもっとあるような、高

いような計画内容になっているような気がしてならないんですよね。それでこの年齢構造を見ると、年少人口それから生産年齢人口が低いんですね。高齢人口だけが高くなっていくというようなことで、財政計画を見ると、生産年齢人口が低くなしていく割には町税が余り変わらないんですよ。これはどういう計画になっているのか、この辺がどうもしつくりいかないんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 先ほどの後藤議員の質問の答弁にも類似するんですが、新町の建設計画につきましては、一定の推計方法をそのまま用いざるを得ないというところで、現在のというか古いこれまでの旧建設計画もそういった数値を採用しております。また、復興計画というのは復興の事業の反映値、そういったものも見込みながらの人口ということになりますので、そこは使いわけというのはちょっと表現が適切ではないかもしれませんけれども、どうしてもそういう見方をせざるを得ないと。それから、いろいろな推計値の中で、発災当時の急激な人口の移動、減少、そういった激減の部分などもまともに見込んでいるような推計になりますので、どうしてもやはり1万人前後まで一気に落ち込んでしまうという数字が出るのは一定程度これはやむを得ないというふうに思っております。

それから、税のほうの部分につきましては、さまざまな角度から考えてといいますか推計をさせていただいたものと思っておりますが、基本的には平成32年度までが終わるということになれば、そこまでは例えば復興関係の工事事業者などが入ってきたりとか、それからそれに関連する事業所で働く方々の住民税あるいは固定資産税などが見込まれて若干上向きになっていますが、そこからは少しずつ緩やかに税収のほうは下がっていくというような推計の仕方をしておりますので、そこはご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 大変難しい中で、10年後まで詳細にわたって精度の高い企画を立てるということはなかなか大変なことでしょうが、ただ、今の段階で今立てている計画の中で入れ物だけが大きくて入るものがないというようなそういう計画であってはならないということですよ。それが先ほど1番議員かな、が言っていました将来に負担を大きく残す这样一个結果にならないかと、そういうことであります。それで、この人口の構造的なものを見ますと、要は出生率が低いんですね。町外移転だけではなくて。やはりこれからの計画の中にも、出生率を上げるような、そこへ力を大きく投入していくといいますか、そういう方法もやはり立てるべきじゃないのかなと。今立てているものでは恐らくなかなか弱いんではな

いのかなど。もっともっと今まで以上にここへ力を入れていくべきじゃないのかなど、そう考えるわけであります。

それから財政計画についても、確かにそれは難しいんだろうと思いますが、ただわかりやすいことだけははっきり下がっていっているんですよね。交付税とかこういうのは、きちんと下がっていっているんですよ。それで町税だけが余り変わらないというようなことでどのように、今説明受けたけれどもどうも何か納得しないような推計なんですよ。地方交付税はどんどん計算どおりに下がっていっているんでしょうが、町税だけが変わらないということは、生産人口がどんどん減る中で町税が変わらないというのはどういう仕組みになっているのかなということで、なかなか納得しづらい部分があるんですが、もう少し何か説明があったらば。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 町税の部分については、この後企画課から改めてご説明を申し上げますけれども、今回財政計画を10カ年計画ということで新しく見直しをさせていただきました。ただ、議員ご承知のとおり、震災の復興の集中期間が平成27年度まででございますので、28年度以降の復興財源の行方が全く見通しが立っていない状況です。その状況下にあっても10カ年の計画を立てなければいけないこともありますて、その国庫支出金等の財源の確保に期待しつつ財政計画を立ててございます。極端な話、10カ年の震災復興の計画が大体終了した時点から急激に国庫支出金の財源の額、それと地方交付税も減ってまいりますけれども、交付税は当然5カ年ごとに国勢調査人口をもとにほとんどの経費が算定されるわけでございますので、来年度以降非常に厳しいことも想定されるわけですけれども、現時点での、特に平成25年度決算統計等、これをベースにしてどうしても10カ年の計画を立てなければいけないこともありますて、かなり推計値を用いながらつくっているという内容でございますので、総括的にはその点をご理解いただければなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 計画の入れ物、入るものというようなことでございますが、もちろん今の復興計画でさまざまなハード整備をする中で、決して余剰なものはつくっておりませんし、復興庁との査定の中でもそこはシビアに査定されておりますのでそういうことではございません。ただ、この新町建設計画でこの10年間を全てのものを補うということではなくて、今の基本は復興計画、そして28年度から新たに始まる町の総合計画、この一番大きな総合計画にしっかりととした人口推計なども入れながら、それに見合った事業計画を立てると

いうことになると思いますし、当然その主役としては子育てとか出生あるいは定住対策というようなものが入ってくるんだろうというふうに思われます。

また、町税でございますけれども、もともと税金の場合は賦課をする根拠、所得であり資産でありといった根拠がはっきりしない限りはなかなか後年度に幾ら入ってくるというような推計が難しいので、前の建設計画でも町税につきましては緩やかな減少傾向ということで、もとになる根拠に乏しいということもあって、一定程度の推計値を掛けて出したとそういうことにならざるを得ないと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（星喜美男君）　高橋兼次君。

○ 7番（高橋兼次君） 理解したいんですけどもね、これ以上言ったってなかなか難しいことありますので、ただこれからの中づくり、人口が大幅に減少することだけは間違いないわけですので、努力に努力を重ねていかなければ、できるだけ減らないうにはこれから頑張っていかなくてはならないんですが、なかなかその努力も追いつかないような状況が想定されるわけです。ですから、将来の南三陸町を背負っていく方々に余り負担がかからないようなそういう計画も大事であろうと思いますので、その辺もよく熟慮した計画にしていただければいいのかなと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。

じゃあここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

午後 1 時 10 分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第36号の質疑を続行いたします。9番阿部 建君。

○ 9番（阿部 建君） 新町の建設計画、いろいろな合併、今回は10年目の節目、その効果というようなものについては、私が前の会議でお伺いをしたときは、町長は8割ぐらいは合併協定項目の実現はできているんじゃないかなと。そして副町長は応分、応分っていい言葉だなと思っているわけですけれども、そのような中で、できれば誰もこのような大災害を予期して新町計画をつくったわけではないでしょうから、できればもう少し早くこの見直す案が出てもよかったですのかなと感じますが、第1点は、なぜ現時点までこういうような伸び延びになったのか。震災の関係、それから10年目でなければ見直しができないのか、それから合併特例がこのたび10年間ということであったわけですけれども、また10年間延

長されたというような内容があつて変更が求められたということでしょう。その中で、前者の皆さんもいろいろなご意見を出していますけれども、この本町の人口の見通しについて、非常に言いにくいような感もしますが、保健福祉課長があと二、三年も立てばはっきりとは忘れましたが1万人を割るんだと。九千何名だと。それから企画課長は1万3,000人ということを言っていると。そこで町長は一体何人ぐらいを考えているのかなという思いをしたものですからね。これは大きく誤っては大変なことになります。町の指針ですからね。まだ福祉課長は、このままの状態で行けばとつけ加えています。どちらも考え方とすれば正当なものかもしれませんね。企画課長は生きてるうちから目をおろすのかって、ある程度人口の目標をそれなりに定めて、それに努力をするんだということなんだろうというふうに、立派に解釈すれば。それから福祉課長には、このままで出生率、それから老人の率、いろいろなもろもろの問題で自然減少がありますね、これらを勘案して老人、そういう数字をはじき出したんだろうなというふうに思います。それで当町の出生率は、先日話したような気もしますが何%なのか。それから国での現在の出生率、ふるさと地域創生会議ですか、でたしか出生率があったなと思うんですけども、それが何%ぐらいあるのか。そこら辺を一番大事なことですので、その辺をどういうふうに見ているのか。それから交付税算入の関係は人口それから面積、いろいろなもろもろの内容からはじき出されて交付されてくる。交付税はかかる必要経費、余計な分が余りこない。普通の家庭で言えば生活保護みたいなものでね、金額が大きければ大きいほど中身が悪いと。それには町の資本、税の税収が多くなければ、多ければ多いほど交付税の額も減額されると。それでも多いほうがいいんだと。それで見通しについては、何かさっきとは何も違わないんだというような答弁みたいですけれども、そんなはずはないと思いますが、もう一度1万5,000人の人口も1万人の人口も、交付税の算入額が同じということはあり得ないと思うんです。町民1人当たりではじき出されてしまいますからね。

それから30ページにあります、震災後の将来の見込み、この中でこのことを今言っているわけですけれども、いろいろな転入者を獲得するためのいろいろな積極的な取り組みによって、平成33年の人口は1万4,555人、これは一体どのような積極的な取り組みをして人口増に結びつけていくのか。そこら辺をもう少し何か得策があるのか、私はこれは大変だなと。私にもわかりません、どうしたらいいかね。とにかく、労働の内容が変わってきているんです。今の労働人口があるとしてもね、なかなか仕事の内容によっては何でもかんでも働くというのではないですからね、今。きれいな仕事、できれば南三陸町の職員になって、ネクタイ締めて土曜日曜休んでね、そして仕事へ行くというようなことを望んでいる人はいっぱいいるん

だろうなというふうに。けさだかのテレビでも、婚活で公務員だけの婚活といったら山のように公務員の奥さんになるという方が、テレビ見た人もいると思いますが、いたそうですが、それ以外の人、普通漁業者、農業者が、本町の基幹産業である漁業、農業の人が婚活といつても、それじやあ余り来ないんじやないかなと。そういうふうに働く内容が、労働者が求めらるものが変わってきていると私は思いますが、そのようなことも考えているのかとか、切りがないのでこの辺で大体、ひとまず今までの答弁をお願いしたいと。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 盛りだくさんでございましたが、できるだけメモはしたつもりでございますが、答弁漏れがあれば再度お尋ねいただければと思いますが、まずもって今回の建設設計画の変更について、かなりのボリュームにもかかわらずもう少し早くというようなことでございました。まさにおっしゃるとおりかなと思っております。ただ、これまでの議会の中で何回か新町建設計画につきましては年度内に見直しをかけさせていただくということをお話しを申し上げてまいりました。ただその中で、宮城県との計画の調整というものが相当やはり長くかかっておりました。宮城県も町と同じように復興事業に奔走しているというところで、調整にかなりの時間がかかりました。それからもう一点は、できるだけ復興交付金事業で拾えるものはそちらのほうに全部拾えるように、年末ぎりぎりまでそういった調整を町、県ともやってきたと、そういう事情もございます。県から協議書に対しての異議なしという回答をいただきましたのが2月の中ごろでございました。したがいまして、その後に全員協議会等々で前もってというような環境にはなかなか至りませんでしたけれども、それはそれとして、事務方としてできるだけ小出しができるように、改めてしっかりと対応が必要であったと思いますので、その部分については今後もしっかりと努めてまいりたいと思います。

それから、人口の関係でございますけれども、総合計画の中でこれはしっかりと推計を立てると。平成27年度に新しい総合計画をつくるわけですので、現在の町の総合計画に載っている人口、それから復興計画に載っている人口あるいは他の業務関連、先ほどの介護計画で出ている数字等々をしっかりと洗い出しをしながら、適切と思われる人口をしっかりと導き出す必要はあるというふうに思っております。また、その1万4千何がしの数字を導き出した根拠につきましては、これまでお答えしておりますとおり、高台移転を初めとする復興事業により町外に仮住まいをされている方々のご帰還を促すというようなことも含めての1万4,500人でございます。

それから出生率の関係ですが、私、今手元に合計特殊出生率という町の分を持ち合わせておりません。いずれ窓口担当のほうで出ると思いますが、これから地方創生の計画を立てていく中で、その出生率あるいは定住化につながるような対策についてはしっかりと講じていきたいと、このように思っております。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 私のほうからは出生率についてお答えさせていただきたいと思います。

出生率につきましては、人口1,000人当たりの出生数の出生率と、あと1人の女性の方が一生の間に産む子供の数を指標とした合計特殊出生率とございますが、出生率は全国の数値としては8.2、これは宮城県も8.2でございます。これは平成25年度の統計数字ということでございまして、南三陸町の場合の出生率は震災等の影響もあったのかこれを大きく下回っておりまして、4.8、4.9という数字が出ているというような状況でございます。合計特殊出生率につきましては、全国1.43、宮城県はそれを下回っておりまして1.34、これはいずれも平成25年度の数値となっておりまして、南三陸町の場合は、合計特殊出生率は1.30ということだそうでございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 後半に地方交付税の関係のご質問がございましたので、議員ご懸念のとおり、私財政担当としても交付税のこれからの中向につきましてはゆゆしき問題だというふうにまずもって認識してございます。平成27年度までは、議員ご承知のとおり、国勢調査人口は平成22年の国調人口で算定されますので、大きく普通交付税上の減額要因にはならないというふうには考えてございますけれども、来年からの算定におきましては新しい国勢調査人口が基本的に使われることになります。ただ、合併特例で旧志津川町、旧歌津町分の交付税の計算を来年から5カ年間は継続いたすことになります。5カ年で大体少しづつ目減りさせていくということでございますので、いずれ増加要因にはならないわけでございますけれども、今後5カ年間どういった形で財政運営していくのか非常に難しい問題ではございますけれども、きちんと一般財源総額の見通しを立てながら予算の編成に当たっていかなければいけないんだろうなというふうには認識してございます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 先ほど10番議員さんの質問にも答えさせていただきましたが、先日出しました九千四百何がしのいわゆる人口推計につきましては、政策的な要素は一切加

味しないで、いわゆる高齢者の人口の推移とか介護保険料を算定するための推計ということですございますので、自然減がそのままというような状況の数字9,400ということになったということでございます。ただ、先ほど企画課長も申しましたように、その上位計画に当たります町の総合計画、あるいは震災復興計画のほうが上位計画となりますので、そちらが優先されるのかなとそういうふうには考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 将来的な人口推計ということについて、なかなか難しい数字でございます。ただ、我々こちら政策サイドに立っている人間とすれば、先ほど来お話をありますように、1万一千数百という数を何とかこれを達成したいと、そういうような意気込みの中でこれから政策運営を行っていきたいというふうに考えておりますので、ひとつご理解をいただければというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 私も、今福祉課長が何も手を打たないでいればそういうふうになりますよということなんだということは、改めてまたお答えをいただいたということです。私は、この本町が1万3,000人ですか、転入者を獲得する積極的な取り組みによるという、この積極的な取り組みというのは何なのやと、何をしてその人口を維持、増を図るのかと。現段階で何か施策を考えているのかということを聞いています。それを漠然と思いを語つただけではとても理解できないんですよ。余りにも差があるから。9,400人と1万3,000人。ここに何かがやはり、説明する材料があつてほしいなと。工場誘致でもいいと思いますけれどもね。工場誘致がこうだってことになればね。思いを語ってはだめなんです。やはり実現可能なことを計画に立てなきゃ。町村の運営計画というか、今は町村も運営という言葉を使っているようです。法で10カ年の、これとは別ですよ、これは新町計画だからね、10カ年の総合計画、その中で次に5カ年の基本計画、そして3カ年の実施計画。その中でその町が運営をされているわけですから。これは今回の新町建設計画は、これはまだ合併10カ年の、今後の10カ年まだこの特例債が延長されたというような内容を含めてということです。だから、積極的な取り組み、転入者だけでなりますか。転入者だけで人口が1万3,000人になるんですか。転入者をふやすにはどういう施策を打っていくのか。ただ来てくれって言ったって誰も来ませんよ。南三陸町にはこういう工場ができるからどうかここで働けば悠々と生活できるとか何かがなくて、ただ来い来いと言って来て苦しませるんですか、連れてきて。やはりそういうものを、そういう受け入れ態勢を、人口増を図る上での受け入れ対策を何か考えてい

るのかということ。何も考えないでただ指示だけ上げたってね。そう思いませんか。大変な時期に入っているんです、この南三陸町。出生率は税務課長よく勉強したの。みなわかって私聞いて聞いてるんだから。そのとおりです。全国で1.43。これが女性が一生に産む数なんです。そういうことです。ところが本町は1.3ということ。そんなことで大事なことなので、漠然と、何も今のところはこれからなんだと、これからそれに取り組んでいくんだということなんでしょうが、できればそういう何かを目標を持って、やはり見直しです。見通しを立てるんですから、建設計画のね。恐らくないんでしょう。そういうことです。こういうこれこれこうで南三陸町に来れば、来てくださいよと、生活ができますからと。生活もできないで生活の場もないで来い来いと言ったって、来た人を不幸にさせるだけですからね。それらを含めてです。なかなかこの問題はいろいろと切りがないんですね、話せばね。この今回の計画が計画どおりに進まれるように努力していただきたい。それから先ほど、私本当は質問する気はなかったんですけども、10年間。10年間でここでいなくなる人、10年間たてばみんなないないもの。生きてはいるかもしれないけれども。みんなっていうわけにはいかないけれども、恐らく半数以上10年後には、職員の方もかもしれない。やはり後世に余り、後世が歓迎するような施策を講じていただきたいなというふうに思います。いろいろ言っても、今のことはあるんですか、あればこういうことを考えているんだと、人口増のためと、お答えを願いたいなと思います。もう一回、積極的な取り組み、転入者を獲得する積極的な取り組みについてですね。500、300じゃないんだもの。今の段階で何かでもいいから例えば、少しばかりではだめですよ、何千人とふやすんですから。その辺をもう一回、答弁していただきたい。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 人口確保するための施策ということで、これは役場の行政各課全庁体制でそれぞれの施策をやることにまず尽きます。現時点で決定打というものが持ち合わせてあるということではございません。抽象的になりますが、雇用であれ子育てであれ関係必要な施策は今後総合計画の中にしっかりと盛り込むということに尽くるんだろうと思います。何より、やはり当町に震災後に二、三十人ぐらいが移住をされて一時的にこちらでボランティアなどの活動をしたんですけども、やはり寝るところがないということで一旦お帰りになられたという方もおりますので、収入につながる部分とそれから寝る部分と、これは同時に考えなければならない問題だろうと思っていますが、かといって新しい部屋を建物をどんどん建てるというわけにもまいりませんので、その辺のさじかげんをしっかりとやり

ながらと。いずれ財政計画にありますような数値、あるいは人口推計にありますような数値につきましては、この数値の目標に対してこの数値を維持するあるいはここに到達するというためのどういう取り組みが必要なのかと、その取り組み自体にそれ自体が大事なことなんだろうと思っておりますので、しっかり新しい計画づくりの中に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第37号 町道路線の廃止について

日程第10 議案第38号 町道路線の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第37号町道路線の廃止について、日程第10、議案第38号町道路線の認定について。

お諮りいたします。

以上、本2案は関係がありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第37号町道路線の廃止について、及び議案第38号町道路線の認定についてご説明を申し上げます。

本2案は、宮城県が施工する河川災害復旧工事に伴う町道路線の廃止及び認定について、議案第37号については道路法第10条第3項の規定に基づき、議案第38号については道路法第8条第2項の規定に基づき、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第37号町道路線の廃止について及び議案第38号の町道路線の認定についての細部説明をさせていただきます。

議案書の90ページをお開き願いたいと思います。

廃止する路線3路線を記載をしております。

町長の提案理由にありましたとおり、この線につきましては八幡川の右岸に位置している路線でございます。今回、八幡川のバック堤の工事の用地内に入るということで廃止をするものであります。

次に、第38号町道路線認定でございます。議案書の92ページをお開き願いたいと思います。

汐見10号線を認定するというふうに記載をされてございます。37号の議案によりまして一旦廃止したものについて、路線の終点の位置を変更して再度認定するものでございます。

議案関係参考資料の25ページをお開き願いたいと思います。

廃止する路線の位置図となっております。大変見にくい図面となっておりますが、青色で囲った分が八幡川になります。上側が北ということで、国道45号線とちょうど松原線の間にあらる汐見2号線、それから汐見3号線を廃止をするという図面になっております。汐見2号線につきましては八幡川の堤防敷にある部分、右側のものでございます。それから3号線につきましては震災前、山形屋さんの店舗があったところの道路になります。

それから、次の26ページをお開き願いたいと思います。

汐見10号線の位置図でございます。ちょうど旧志津川警察署の向かい側、三興石油さんの裏側になりますけれども、そこからサンポートの裏側を通りまして八幡川まで通じる町道でございます。これを一旦廃止をすることをござります。

それから、次に議案第38号関係の資料といたしまして、27ページをお開き願いたいと思いま

す。

そのうち汐見10号線につきまして一旦廃止をして、ただ周辺の道路利用も考えられますことから、終点の位置をちょうど伊藤屋さんのスタンドが前ございましたその交差点まで再度認定をするという内容になっております。

以上で細部説明は終了させていただきますが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第37号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第38号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

保健福祉課長より退席の申し出があり、これを許可しております。

日程第11 議案第39号 副町長の選任について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第39号副町長の選任についてを議題といたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時45分 休憩

午後1時47分 再開

○議長（星 喜美男君） それでは再開いたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第39号副町長の選任についてをご説明申し上げます。

本案は、副町長遠藤健治氏の任期が本年3月31日をもって満了することから、その後任として最知明広氏を選任することについて、議会の同意をいただきたく提案するものであります。

同氏は、歌津町職員及び南三陸町職員として行政経験が豊富で、公立志津川病院総務課長、保健福祉課長の要職を歴任し、行政運営に関しすぐれた人材であります。人格は高潔であり副町長として適任と思われますので、選任することにご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第39号副町長の選任についてを採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場を閉める]

○議長（星 喜美男君） ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に阿部 建君及び山内昇一君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

[投票用紙配付]

○議長（星 喜美男君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○議長（星 喜美男君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順次投票願います。

〔点呼・投票〕

○議長（星 喜美男君） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。阿部 建君及び山内昇一君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（星 喜美男君） 投票の結果を報告します。

投票総数15票のうち、有効投票13票、無効投票2票です。有効投票のうち、賛成11票、反対2票。

以上のとおり、賛成が多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場を開く〕

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長が着席しております。

日程第12 議案第40号 監査委員の選任について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第40号監査委員の選任についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第40号監査委員の選任についてをご説明申し上げます。

本案は、監査委員首藤勝助氏の任期が本年4月28日をもって満了することから、その後任として芳賀長恒氏を選任することについて、議会の同意をいただきたく提案するものであります。

同氏は、志津川町漁業協同組合及び宮城県漁業協同組合に勤務され、長年にわたり常務役員、専務役員などの要職を歴任されております。人格は高潔であり監査委員として適任と思われますので、選任することにご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第40号監査委員の選任についてを採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場を閉める〕

○議長（星 喜美男君） ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に高橋兼次君及び佐藤宣明君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（星 喜美男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○議長（星 喜美男君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順次投票願います。

[点呼・投票]

○議長（星 喜美男君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。高橋兼次君及び佐藤宣明君、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（星 喜美男君） 投票の結果を報告します。

投票総数15票のうち、有効投票15票。有効投票のうち、賛成12票、反対3票。

以上のとおり、賛成が多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場を開く]

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は2時40分といたします。

午後2時20分 休憩

午後2時40分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番議員が退席しています。

日程第13 議案第41号 平成26年度南三陸町一般会計補正予算（第9号）

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第41号平成26年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第41号平成26年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、震災復興関連事業など27事業を繰越明許費として計上したほか、本年度の最終整理予算の位置づけのもと、各款、各項にわたり減額等の措置を行ったものであ

ります。

細部につきましては財政担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、平成26年度の一般会計補正予算の細部説明を行います。

今回、78億円ほどの減額補正という形になってございますが、当初予算が398億5,000万円でスタートいたしまして、結果、最終的に127億円ほど追加補正をしたことになりますが、現計で525億円ほどの予算という形になります。

前年度の3月にも170億円ほど減額補正をした経緯がございます。復興交付金の事業をメインに当該年度の精算、事業の完了見込みを推計いたしまして減額補正をいたしてございますので、ここ数年このような傾向で恐らく予算的には推移していくんだろうなというふうにまず考えてございます。

予算の総額につきましては、前年度同時期と比較いたしますとマイナス15.4%、金額にして95億円ほど少ない予算という形になりました。また、予算総額の525億円をいわゆる通常分と震災復興分に分けますと、通常分が69億8,400万円、13.3%、残り震災復興分が455億8,400円、86.7%になります。また、予算に占めるいわゆるハード的な建設事業費になりますけれども、全体予算の53.9%が投資的な経費という形になってございます。金額にして283億円ほどになります。

続いて議決関係予算の第2表、繰越明許費でございます。

町長提案理由で申し上げましたが、本年度から平成27年度へ繰り越す事業が全部で27事業ございます。事業費を合計いたしますと116億5,240万円、予算に計上している全体事業費の92%が繰り越しという形になろうかと思います。

では次に第3表、10ページでございます。

債務負担行為の補正。今回追加で中小企業振興資金利子補給という形で事項を追加してございます。これは、町の中小企業融資あっせん条例に基づいて、事業資金の融資、あっせんを受けた中小企業者に対しまして資金の利子の一部を補給する、そういう事業でございます。限度額が約定利子のうち1.2%に相当する額ということで、事業資金の限度額は一中小企業につき1,000万円となってございます。

次に、変更の部分が3事業ございます。

防災集団移転促進事業団地集会所整備事業、今回8団地の団地集会所の買い取りの部分でご

ざいます。名称が長清水、寄木・葦の浜、田の浦、館浜、西田・細浦、西戸、松崎、波伝谷、この各地区の集会所買い取りということで増額いたしてございます。

次に、志津川被災市街地復興土地区画整理事業国県道整備外業務ということでございますけれども、今回5億円減額してございます。当初は、国道45号、国道398号、県道清水浜志津川港線等を国と県から町が受託して、その整備工事をURのほうに委託する予定でございましたが、全体的な事業の見直しによりまして、国道45号につきましては国が直接行うということもありますまして減額と相なったわけでございます。

最後、橋梁災害復旧事業整備事業委託業務でございます。これは中橋の災害復旧工事、この下部工に係る分につきましてはURに委託する予定でございました。その後、右岸と左岸に分けて契約を行う必要があるということが発生いたしまして、債務負担行為は左岸分だけの設定とさせていただいてございます。

次のページをごらんください。第4表の地方債補正でございます。

災害援護資金貸付事業につきましては、本年度の貸し付け見込みを見込みまして調整した減額幅でございます。当初は、350万円の60件で予算を見越してございましたが、借入金額等の変動もございましたので、最終的に限度額の減額変更をしてございます。

公営住宅整備事業に係る部分につきましては、事業費の確定による減額でございます。

防災対策事業も同様でございます。事業費の確定によるものでございます。事業につきましては、防火水槽を3基、小型動力ポンプ積載車3台の事業計画でございます。

農林水産業施設災害復旧事業につきましては、これは昨年10月14日発生の台風19号災害による農道林道の災害復旧事業に係る地方債でございます。

次に、13ページをお開きください。歳入歳出の事項別明細、執行予算に係る分でございますが、最終予算でございますので、構成比を申し上げたいと思います。

1款町税2.0%、2款地方譲与税0.1%、3款利子割交付金から5款の株式等譲渡所得割交付金につきましては0.0%、6款地方消費税交付金0.4%、7款自動車取得税交付金、8款地方特例交付金は0.0%、9款地方交付税16.8%、10款交通安全対策特別交付金、11款分担金及び負担金は0.0%、12款使用料及び手数料0.1%、13款国庫支出金32.2%、14款県支出金8.3%、15款財産収入0.6%、16款寄附金0.4%、17款繰入金33.8%、18款繰越金1.8%、19款諸収入0.7%、20款町債2.8%、合計100%でございます。

歳出、1款議会費0.2%、2款総務費4.8%、3款民生費3.8%、4款衛生費2.4%、5款農林水産業費2.3%、6款商工費3.1%、7款土木費0.9%、8款消防費0.9%、9款教育費1.5%、

10款災害復旧費17.6%、11款公債費2.4%、12款復興費59.7%、13款予備費0.4%、合計100%でございます。

では続いて15ページ、歳入です。

1款の町民税でございますけれども、個人、法人町民税ございますが、個人町民税につきましては、調定額に対して収納率98%で見越してございます。法人税は、収納率100%でございます。固定資産税の現年分、収納率99%で推計してございます。軽自動車税も同じく収納率99%で推計してございます。たばこ税、入湯税等につきましては収入見込みでございます。

17ページをお開きください。9款の地方交付税です。

今回、震災復興特別交付税を28億5,400万円減額となってございます。この大きな理由でございますけれども、平成24年度、25年度、23年度からですけれども、震災の災害廃棄物処理事業がございました。その部分の県補助につきましては事業遂行中確定することができなかったものですから、当時震災特交で財源を肩がわりしてございました。県の補助金が確定したことでもございまして、今年度その精算を行うものでございます。

18ページの一番最下欄、災害復旧費の国庫負担金、3節の公立学校施設災害復旧費負担金につきましては、戸倉小学校に係る国庫の負担金でございます。

19ページをごらんください。

土木費の国庫負担金で区画整理事業公共施設管理者負担金がございます。これは国道45号に係る用地費分として国から入ってくる財源でございます。

20ページの上欄、災害復旧費国庫補助金のうち公立諸学校建物其他災害復旧費補助金1億4,800万円ございますけれども、これも戸倉小学校の造成に係る部分の財源でございます。補助率3分の2でございます。その下に、土木費委託金で6億円、国道整備事業委託金で減額してございます。先ほど債務負担でご説明したとおり、国道45号につきましては国が直接行う事業というふうに切りかわりましたので、その委託金を全額減額してございます。

21ページでございます。

土木費負担金、上欄でございます。都市計画費負担金で2億6,800万円、区画整理事業公共施設管理者負担金でございますが、これは国道の398号、県道の清水浜志津川港線、あと防潮堤、河川堤防に係る県からの負担金でございます。その他県支出金については事業費の精算によりましてほぼ減額補正となってございます。

25ページをごらんください。

16款の寄附金、総務費寄附金で1億7,500万増額してございます。まずふるさと納税でござ

いますけれども、1月までの実績で508件収納いたしてございます。今後2月、3月の見込みで40件見越してございますので大体550件ぐらいの収納見込みということで、今回追加補正してございます。震災復興寄附金につきましては、1月までの実績で258件いただいてございます。今後の見込みで32件ほど見越してございます。不足分を今回追加補正させていただきました。

17款の繰入金につきましては主に減額になってございます。復興事業のやりとりによりまして、基金についても特定財源でございますので調整させていただきました。なお、復興交付金基金でございます。現在高見込みを申し上げたいと思います。今回32事業分、全部基金に戻しますけれども、その戻した後、現在高見込みで449億円残る見込みでございます。なお、その下の地域復興基金につきましても、14事業分今回基金に戻しますけれども、戻した後の現在高見込みが17億2,000万円ほどになろうかと思います。財政調整基金につきましては、震災特交減額に伴いまして、財調の基金逆に繰り入れる必要がございましたので、9億3,500万円繰り入れてございますが、繰り入れ後の現在高見込みが51億円ほどになろうかと思います。

27ページでございます。

一番下欄、商工費の雑入で300万円、南三陸町観光協会出資金の返還金として300万円計上いたしてございます。これは平成21年の6月に一般社団法人南三陸町観光協会の設立時に出資した出資金の全額返還でございます。

以上、歳入でございます。

なお、歳出につきましては、冒頭申し上げましたとおり最終的な整理予算ということでほぼマイナスの予算計上でございますので、気になる部分だけご説明申し上げたいと思います。

まず31ページ、12日のまちづくり推進費でございます。おらほのまちづくり支援事業として、本年度全町、公益、集い、にぎわい、そのジャンルの事業は9つの事業を実施いたしてございます。460万円ほど執行いたしてございます。あと、子ども若者枠としては7事業、400万円ほど事業執行してございます。

34ページ、ごらんください。

一番上欄に社会福祉総務費で貸付金を120万円減額してございますが、看護・介護学生の修学資金の貸し付けにつきましては、貸し付け決定は2名分でございました。

38ページをごらんください。

下欄の民生費の災害救助費の21節貸付金で1億5,650万円減額してございます。災害援護資金の貸し付けでございますが、本年度は17名分、5,350万円の貸し付けで終わってございます。

44ページでございます。

5款農林水産業費の林業振興費、19節の負担金補助及び交付金で南三陸森林認証負担金40万円とございますが、これは一般質問等でお答えも申し上げておりましたが、FSC認証取得のための事前調査費用でございました。

45ページをごらんください。

6款商工費の3目労働対策費の19節負担金補助及び交付金で、新規高卒者雇用促進奨励金、減額してございますが、平成26年度実績といたしましては6名分でございます。

57ページをごらんください。

下欄に地域復興費の19節の中に、住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金がございます。今年度確定した事業件数が41件、なお今後10件を見込んでございますので、残り分につきましては減額補正いたしてございます。

64ページごらんください。

防災集団移転促進事業費の下にK欄で補正枠でマイナス61億9,000万円とございます。復興土木費で約62億円減額補正してございます。事業費のやりとりによりましてこのような大幅な減額補正となってございます。内容については記載のとおりですのでごらんいただきたいと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 济みません、ちょっと資料を整理するのに大変なんですが、最初のほうからいきましょうか、10ページなんですけれども、債務負担行為を補正予算の中でもまた補正して追加と変更とあります。1点、今説明の中で気になったので質問したいのですけれども、2番の変更のうちの真ん中の段ですね、志津川被災市街地復興土地区画整理事業国県道整備外業務に関する債務負担ですけれども、国道の整備を町がやる予定だったものを国にやってもらうのでその分債務負担は少なくて済むと、その分の変更だということでしたけれども、そこでやはり気になるのが、今まで国のこと事業であるとか県の事業とかというのは、やはり町で負担し切れない分を補っていただくというか、そちらの責任でやってもらうということを今までずっと4年間やってきたと思うんですが、一方で町の事業からではなくな

るということで、事業の進捗ぐあいであるとか進むスピードみたいなものはなかなか担保できないというか、見えづらくなってしまうということはあるんだろうと思います。この町議会の場でどの程度そこに関して言及できるのかというのは難しい部分もあると思うんですけども、責任者としてその国であるとか事業主体に、1日も早い復興を地元は望んでいるんだよということを、引き続き要望していくことは必要だと思います。そのところですね、どうお考えなのか1点問いただししてみたいなと思います。

25ページなんですけれども、16款寄附金でふるさと納税の話が今ありました。508件、これが多いか少ないかというところ、非常に難しいところだとは思いますけれども、以前ほかの議員もふるさと納税についてやはりもっと考えていくべきじゃないかというようなお話がありました。今回の補正でも、増額補正ということはある程度予測よりも少し上回っている部分もあるんだろうと思いますけれども、前年までと比べてどのように推移しているのか。件数もしくは金額ですね。そこを済みませんがもう一度お知らせいただきたいということと、今後の取り組みについて今お話しできることがあればお伺いしたいなというのが2点目です。

3点目、44ページの林業振興費の中の森林認証についてちょっとお伺いしようと思ったんですが、FSCの事前調査費用であるということですので、これは当初予算、来年度の予算でも出てきますので、これについては理解いたしました。

前段の2点ですね、お答えいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） では1点目につきまして、私のほうから説明させていただきます。

国道45号につきましては、そもそも国がみずから施工するものでありました。これは県道であれば県、河川であれば県ということで、この区画整理で今実施しています事業についてはそれぞれ国、もともとの管理者がそれぞれみずからの責任において施工するという取り決めで進んでいたものです。前回そういった中で、ちょっとどうもやはり国の事業が若干おくれぎみであると。というのは、みずから発注しなきゃならなかったりとか、その発注にかかる事務時間が非常に取られてしまうということで、国のはうと協議しまして、場合によってはちょっと町の事業のはうに支障を來してしまって町のはうに迷惑がかかるかもしれない。であれば、国から町がじゃあ受託して国の事業を町がやるということでどうでしょうかということで国と協議しまして、予算計上、債務負担行為設定させていただいたところです。その後、当初工事の遅延を考慮して国が施工できない場合すぐに町で施工できるように受託し

たものであったんですけども、国のはうでもその後設計等急いだということもありまして、細かい話になりますが町の事業の進捗に影響しない部分、要は路盤、道路で言うと路盤工とか舗装工ですね。工事でも後のはうになるような施工に関してのこの金額相当、5億円相当についてはじやあ国のはうでみずからやってくださいと。相変わらず町のはうの事業に支障になるような国の事業、国がやるべきものについては、引き続き町のはうでやりますからねということで国と協議しまして、今回のような債務負担行為の限度額の調整をさせていただきました。繰り返しになりますけれども、工事の町の事業におくれがない範囲で今回減額というか、施工調整をしたということでご理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） ふるさと納税についてお答えいたします。

1点目の、去年あたりと比べて件数、金額というところですが、件数につきましては毎年500件前後ということでことしも同じです。金額が若干下回る見込みでございます。去年が2,900万円ぐらいの決算でございました。現在2,300万円ぐらいでございますが、ただ、2月中の集計で、例年3月申告時期でございますので非常に金額が多いので、もしかしたら前年並みかなというところです。

それから新たな取り組みということで、ご存じのとおり、ふるさと納税の環境につきましては、確定申告の煩わしい手間が1つ外れたということ、それから寄附金控除の額が大幅に緩和されたということで、より納税しやすい環境になっているということは事実でございますので、そういった納税をしたいという方々の喚起を促すという意味で、また新たなふるさと納税獲得のための手法を検討するということにしております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 1件目から、国がやる国道ですから、国の事業が町がやったほうが早いよと、町でじやあお願ひしますと言っていたものが、また国でやりますよということに戻ったという、そのことの経緯なんですよね。その工事を精査していくと、急がなければいけない仕事とやや後回しでもいい仕事というのがはっきり分かってきたので、今回のような債務負担行為になったんだろうということです。とはいえですね、後回しにできる行為とはいえ、そこまで完了していないと町民が基本的にはやはり使えないでしょうし、この後のまちづくりということには多大な影響を与えるんだろうと思いますので、引き続きその連携と、やはりちょっととはたから見ていくと、お願ひしたけれどもやっぱりやれますわというのは、何となく大丈夫かしらという不安はどうしても拭い切れないものがあります。ですので、町

で現場を見てやらなければいけない仕事というのを精査して上に上げてというか、国や県にお願いしていくという流れになっているんだろうと思うんですけども、どうも復興庁を初めとする国との連携といいますか、国の言うことがあやふやな部分もあるのかなというふうに感じます。そこですね、引き続きのおくれもそうですけれども実際に使っていくのはやはり町民が一番利用することが多いと思いますので、道路に関していえばそこで事故が起こつたりだとか、何か使用していく上でのふぐあい、もしくはこの先維持管理していく上で余計な将来にわたる負担のようなものが残らないようにという意味で、丁寧にやっていかなければいけない部分もあると思いますので、スピードとともにそういう品質もしっかりと担保できるように働きかけをお願いしたいなというふうに思います。

ふるさと納税に関してですけれども、件数は例年どおりでだんだん金額はやや減少傾向のかなというお話でした。次にお伺いしようかなと思っていたんですけども、その手続が確かに楽に簡素化されて、ふるさと納税へという流れ、世間一般の流れというのが少しずつ向いていくのかなと思いますので、そこをどう利用するのかなとお伺いしようかなと思ったんですけども、今後の検討ということでしたので、一つお願いというわけではないんですけども提案として、やはりこの町にしかないものをというものをそこに一つ売りとして追加していっていただきたいと思うんです。何でしょうね、お得感とか、地場産品が手に入ることもあるんですけども、できればこちらから何か贈るということだけではなくて、こちらに足を運んでいただくような仕掛けというものをつくっていけるはずだろうと思いまして、ふるさと納税していただいてお返しですよと贈ってああおいしいねで終わりではなくて、じゃあ実際に例えば何かチケットのようなものでも何でもいいと思うんですけども、南三陸町というのはこういうものがあるんだと、そこに実際に行ってみようかということが交流人口にそのままつながっていくんだろうと思いますので、そういう取り組みを一つ提案したいと思いますがいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 後段の取り組みの提案につきましては、実は課内でもやや同じようなことで話をしております。贈答品にいろいろ知恵を絞って納税合戦をするということもそれはそれなんですけれども、やはり当町、このふるさと納税を使ってどういう応援をしてもらいたいのかということをもう少し鮮明にしたほうがいいのかなと、私なりにはそう思っているので、そういう部分も含めて検討をしていきたいというふうに思っております。新聞を見ますと、ポイント制で1年間の寄附額が累計で何点超えると何々とかいう、いろいろな

やはりアイデアがあると思いますので、これからは地方創生の時代、自治体の知恵比べというところで、このふるさと納税も間違いなくそういう状況になると思いますので、いろいろ考えていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

私からは、繰越明許の8ページの款の10災害復旧費の松原公園災害復旧事業の1,000万円なんですかけれども、この事業、松原公園災害復旧ですから、前松原にあった公園の復旧だと思われるんですけれども、これは24ヘクタールの隈 研吾さんが設計したその中に組み込まれるのか、あるいはまた別に単独でやっていくのか、それをちょっとお伺いいたします。

それから、ただいま1番議員が言ったふるさと納税寄附金の、寄附していただいたことに対して御礼として品物を贈るという、その品物のどういうものを贈られているのか、その節節のものを贈っているのか、あとはずっと同じものを、海の産物だけを贈っていくのか、中身についてお知らせ願います。

以上この2点、お願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 1点目の松原公園の計画なんですかけれども、議員おっしゃるとおり、昔あった松原公園を復旧するという事業です。場所なんですかけれども、今の助作のあたり、志津川中学校のちょうど下のほう、志中大橋の東側というエリアでして、現在ちょっとかさ上げが進んでいるようなエリアにはなるんですけども、その中の3ヘクタール、約3ヘクタール程度あるんですけども、その中に昔のもともとあった松原公園の施設を復旧するという計画ですので、隈先生がデザインしたグランドデザインの中に入るのかと言われば、そういう施設も含めた人の流れとか土地の利用とかそういうものも含まれておりますので、一体的な整備という観点からは含まれるのかなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） ふるさと納税の御礼でございますけれども、地元の特産品を季節季節に応じて満遍なく組み合わせて1つのパッケージにして、そしてお返しをしていると。納税をしていただいた額に応じて、御礼の金額も変えてございます。ただ、先ほどの後藤議員の質問にも関連するんですが、贈答品というあるいはお返しというそういうヒートアップしている部分について、総務省のほうからはできるだけ派手なものあるいは値の張るものにつ

いては少し控えるようにしなさいという通達がございます。ふるさと納税の趣旨、制度のつくりがそういったものではございませんので、地方を応援すると、地方を応援するということはそういう特産品をさばけるということにもつながるのかもわからないんですが、今はどうしてもそちらに目が行き過ぎているというところで、もう少し控えめな贈答品を企画するようにというような通知が来ております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 先ほどの課長の答弁でわかったんですけれども、以前は松原公園にはグラウンドもあったんですけども、そのようなものはこれから同じものが出てくる、グラウンド、子供から大人まで使えるようなそういうグラウンドのようなものが設置されるのかつくられるのか。

それから企画課長には、中身をもう少し具体的に。どういうものを使われているのか、使われたのか、今後考えているのか。具体的にお願いします。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 現在、今回繰り越しの案件として上げていますのが、まさにそういった施設をどのようにレイアウトしていくか、どのように整備するかという検討業務を現在繰り越しとして上げさせていただいている。なので、現時点できちんと詳細設計が終わっていないので具体な絵というのはお示しできない状態ではあるんですけども、基本的には昔あった松原公園、野球場と陸上トラック、あとはちょっとした遊具ということで、基本的には施設の機能としてはまるっきり同じような機能を復旧するということになります。その新しさ古さと言えば新しくはなるんですけども、施設の機能としては同じような機能が復旧されますので、野球場と陸上トラックということで整備は考えております。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 具体的に品名何々というような、ワカメとかホタテとかさまざまその季節季節のものがございますので、ちょっと頭の中には全て入っておりませんけれども、海のもの山のものというものを、旬のものを組み合わせて3,000円分とか5,000円分とかというようにやっております。個人でそのようなギフトを開業されている方に1カ月に1回ずつお願いをして、3,000円用の袋を何袋つくってくれとかというような形でやっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの説明でやっと何かここに来て希望が持てるというか、子供から大人がそういうグラウンドをこれから希望を持って、そういうものをでききたら使える

というような、そういう希望が湧いてきました。

それからもう一つ、歳入の15ページですね、町税についてですけれども、個人町民税が98%、法人税が100%、固定資産税99%、軽自動車税99%で、職員の努力が評価されると思います。それで、今回の今もやっております申告時期なんですけれども、メール配信などをしていただいて非常に、私もその中の1人なんですけれども、非常に助かったということは、混雑されることが想定されるんですけれども、それをいち早くこの日、本日はこうだああだということがすごくメール配信されて非常に役に立っていると思います。このことについて評価いたしたいと思います。以上終わります。

○議長（星 喜美男君） 8番佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 8番です。

9ページ、繰越明許でお伺いしたいんですが、中ごろの水産加工場等施設整備事業18億7,500万円と、この繰り越しでございますが、いわゆるもう少し詳しく内容をひとつ教えてください。

それから22ページ、5目の商工費補助金、震災等緊急雇用対応事業補助金1億9,400万円ほどの減額と。もちろん総務課長説明のとおり整理ですから、いわゆるそれだけ需要というか形がなかったということなんですが、余りにももったいないような気がするのでね。内容的なことを教えてください。

それから、ただいま3番議員が質問しましたけれども、ふるさと納税ですね。けさテレビを見た方がおるかと思いますが、NHK、いわゆる自治体間の競争というのが今すごいらしいんですね。いわゆる今企画課長説明しましたが、そんな質素なものじゃなくてその自治体の売りのもの、それをぴかぴかとしたものを出すというふうなことで、いわゆる寄附者側もそれを望んで寄附をすると、いわゆるお得な制度だと。さらには国のほうでは、この仕組みを変えて限度額をもっと上げようというふうな方向に傾いておるようでございます。したがつて、もう少し当町でも、少し地味過ぎますので、もう少し派手な捉え方で町長いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 佐藤議員もこれまで篤とご承知だと思いますが、ふるさと納税がスタートした時点から、ある意味当町、宮城県内でトップランナーをずっと走ってまいりました。そういった流れの中で、各自治体もさまざまなお得感のあるプレゼントということを用意しておりますが、余り過激になってくるのは正直申し上げていかがなものかという、納税する

方々は、基本的にはその町を応援したいということの思いであるのが本筋だろうというふうに思います。ただ、そのプレゼントが高価だからそちらに寄附するというのは、その寄附する先のふるさと心がある意味つながらないとどうも意味がないのかなと、ふるさと納税というのは。そういう意味でお話をさせていただければ、余り華美に走っていくのは正直言つていかがなのかなという思いがあります反面、やはりこういう状況ですので、ふるさと納税もたくさん頂戴したいという本音も実はございますので、その辺どこで落としどころがあればいいのかという、大変難しい選択を迫られるなというふうな思いがあります。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） まず、繰越明許費の中の水産加工場等施設整備事業の18億7,500万円でございますが、これは水産加工場整備に補助率でいいますと8分の7を助成して、被災した町の新たな産業興しということでの補助事業がございます。こちら町内の6社に対して補助決定をしてございますが、現下の工事などの非常に逼迫した状況なですから、なかなか着手、それから工事そのものが進み切れていないというようなことでございまして、いずれ平成27年度の中でそれは完成していく計画でございます。民間の方々の水産加工場への補助金でございます。

それから緊急雇用にかかる、ページで22ページの震災等緊急雇用対応事業補助金1億9,000万円の減額でございますが、これはご案内のとおり、緊急雇用事業として平成26年度中に予算を計上しそれぞれの事業所の中で雇用しておりました方々が、年度途中で退職をされたり、正規の仕事に就職をされたりというようなことになりました場合、こちらのほうで予算配分していたそれぞれの事業所の実績が減額されると。これ人件費だけではなくて、人件費相当の事業費も見られるものですから、それと合わせての減額ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 順序逆になりますけれども、ふるさと納税でございますが、町長そういうふうにおっしゃるのは当然だと思うんですが、やはり現実にそういう報道もなされていましたし、自治体もそういうふうにいろいろな工夫をしてやっているようなんですね、私が見た限りでは。したがいまして、定番じゃなくてやはり戦略的なもう少し練ったようなお返しというか、そういうものも必要なんではなかろうかというふうに思いますので、今後その辺もひとつ検討していっていただきたいというふうに思います。

それから、水産加工場の整備事業ですが、そこは課長そうすると、事業が終わってから交付

されるんですか。いわゆるまだ着手しない、認可はおりているんでしょうが着手しないあるいは整備が完了しないという方々の分がこの繰り越しなんでしょうから、いわゆる完全に完了、完工した段階で補助金というのを受けるということなんでしょうか、その辺。

それから、緊急雇用、事業所分の何が含まれているんですか、人件費以外にこれは。そうすると、全部がこの事業所に割り当てた分というふうに理解していいんですか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 水産加工共同施設復旧事業のほうは、おっしゃるとおりの制度でございまして、事業完了後に町から支払われるということでございます。それから、緊急雇用の事業でございますが、おっしゃるとおり人件費と同等額、それ以下なんですけれども、ほぼそれに同等額の物件費など、さまざまな活動に係る事業費がこの補助企業の中で見れるという制度になっておりまして、減額されるこの金額は、数字で申し上げますと募集して集まらなかつた事業が中に一部ありますと、15名ほど分が事業費としてまず減額になっております。それから、漁業の関係で、養殖施設の復旧なんかに当たつて大勢の雇用の中から、相当数の数十人が途中で退職をされたり、あるいは正規の仕事につかれたことを理由にこの事業から卒業したと言つたらいいんでしょうか、正規の仕事につかれてこの事業から除かれただという方々が相当いるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） わかりました。それで、水産加工場の整備事業ですが、今後、現在これから手を擧げるというか、この事業で整備したいんだがという方々もいるかと思うんですが、その予備群というか、どういうふうな状況になっておるか。

それから緊急雇用でございますが、1億9,400万円ですからね。非常にもったいないような感じがするんですね。もう少し突っ込んでやれば何とかできたんではなかろうかと、いわゆる需要というか供給というか、そういう感じの形が取れたんではなかろうかというふうに思いますが、いずれ整理でございますので今更遅いわけでございまして、この種についてはもっと突っ込んだ町の努力をお願いしたいというふうに思います。以上で終わります。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私も2点ほど伺いたいと思います。

17ページ、一番上の震災復興特別交付税の28億5,000万円ぐらいの減なんですか、先ほど課長の説明では、平成24年、25年度の廃棄物処理の精算ということで説明がありましたけれども、これ本来幾らの予算でこれぐらいの減額になったのか伺いたいと思います。

あともう一点は、この補正の予算書を見て、ほとんど減額になっているようなんですかけれども、520億円の予算で通常のが69億円、約その6倍の復興絡みのやつが455億円ですか。そういったことの中で、当初の予算を組むときに問題というのがなかったのか。そしてまた、どうして使い切れなかつたのか。先ほど前議員たちの答弁でいろいろ少しはわかつってきたんですけども、この相対的というか大きい感じでの使い切れなかつた原因というんですか、そういういたやつを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、震災復興特別交付税のからくりでございますけれども、その背景には、一番はその災害廃棄物処理事業があるんだというふうに冒頭申し上げましたけれども、平成23年度から25年度にかけて災害廃棄物処理事業が行われまして、その総事業費が331億円ほどかかってございます。その部分から鉄くず等の売り払い収入を除いた部分が国庫補助金と県補助金の対応、残りの足りない部分が震災復興特別交付税で措置されていたわけなんですが、実は平成24年度、25年度の事業のうち、県補助金が16億8,000万円ほど、最終的には入ってきたんですけども、事業遂行中に見通しがなかなか立てられないということもあって、この財源については震災復興特別交付税で肩がわりして申請してございました。したがいまして、今年度その事業は全て終わったということで精算する内容になりました、瓦れきの処理だけで返す分が16億7,000万円ぐらいあるんですけども、そのほか学校施設整備に係る補助金のかさ上げ等もまたありましたので、その部分の精算等で今回20億円返還する内容となったわけでございます。

また、昨年もそうでしたが、復興交付金の事業は、これまで第11次までの決定がしておりますけれども、決定した事業内容に応じて予算化をまずもってしていかなければいけないということもあって、ほとんどマックスの事業費で計上してございます。年度末になるとその事業実績に応じてどうしても精算をしなければいけない、精算した部分は一応基金に戻さなければいけないという作業が出てまいりますので、これも冒頭申し上げましたけれども、この予算調整のやり方については復興交付金の事業が進んでいく限りはここ数年同じような形で年度末、当初も含めて調整はしていかなければならないんだろうなというふうには思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 特別交付税に関しては、今課長の説明で肩がわり部分ということでわかりました。そこで、ほとんどの減額ということの答弁も、当初というか最大限マックスの状

態で予算を組んでいるということでわかったんですけれども、ちなみにまだ補正なんですか
れども、今回これからする今年度の予算なんですけれども、それも同じような状況というか、
あれで組んでいるのかどうかだけ伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 新年度予算も確定した復興交付金事業をベースに組んでございます
ので、これから今年度もまた復興交付金の請求時期、あとは交付決定時期が何次かございま
すので、その段階で予算補正をしながら、また平成27年度末まで同様の傾向で予算の編成と
執行をしていくという形になろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） 7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） それでは二、三点。

まず、この第2表の繰越明許費、116億円からの明許費なんですが、ほとんど平成27年度の
92%ということで、これを繰り越さなければならなかつた理由と発注内容を簡潔に、平成27
年度の完了見込みですね、そういう中身についてご説明願いたいと思います。

それから、この債務負担行為の中の変更で、防集の集会所整備、集会所の整備をする、各地
防集団地はあるわけですが、その基準といいますか考え方といいますかね、その辺あたり。

それから、先ほども質問したようありますが、22ページの雇用対応事業ですか、補助金1
億9,000万円のですね。これさっきの説明を聞いていて、大体途中まではわかつたんですが、
去年これが始まった当時あるいは次の年あたりは、そういう方が出ると、事業内容といいま
すか雇用内容の時間延長とか日数変更とかで予算を使い切るような、そう言うとちょっと言
葉が悪いけれどもね、なかなか調整つかなかつた部分を最終的に使い切る調整をしたとい
う経緯も聞いているんですが、今回なぜこのように余らせてしまったのかなと。先ほども言つ
たようにもったいないなど。そういうふうなやり方もあったんじゃないのかなと思うんで
すが、その辺いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、繰越明許費の全体的な考え方でございますが、6番議員の質
問にもちょっと関係はしてくるんですけれども、1年間を通して復興交付金の決定時期
がそれまちまちになりますので、決定した時期に応じて必要な事業費を予算補正してま
いりました。ただその事業の性格上、債務負担行為を起こせる事業と単年度で施工しなけれ
ばいけない事業がございまして、今回繰り越しをせざるを得ない事業につきましては、單年
度事業という基本的なスタンスがあつて、その予算の編成時期、計上時期の関係から、どう

しても年度内の終了ができないということもございますので、極端な話、1月2月の補正時期に計上した事業もございますので、当然繰り越しを余儀なくされるといった内容でございます。

現状ですと、来年の3月までどうしても交給が必要だという形もございますので、なるべく繰越明許費の事業は翌年には着実に執行できるように配慮してまいりますけれども、逆に、平成25年度の繰越明許費も20事業ありますと、その事業もふくそうして今執行している最中ですので、最悪事故繰越もあり得るということをお話しさせていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 防集団地の集会所の基準ということでございますが、基本的にはその被災した集落いわゆる行政区等において、集会所が失われたところにつきましては、基本的には地区の集会所を防集の団地に置きませんかという部分を計画当初から地域と相談して、地域として建てるかあるいは防集団地の中に入れるかという相談をしながらこういうケース進めながら、これまで設置する団地あるいは設置しない団地、そういうものが色づけされてきているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 歳入では22ページの震災雇用対応事業についてのご質問でございますが、この事業、歳出のほうで46ページをお開き願いたいんですが、歳出のこの震災等緊急雇用対応事業費ということで、商工費の7目のところの予算科目にこれ対応してきてございます。46ページから47ページにかけてこの説明欄にたくさんの事業項目がございます。ごらんのとおり、一つ一つの事業費の精算で減額という形になってございまして、その中最も大きいのは委託料の中の養殖生産等復旧支援事業委託料1億2,000万円ほどの減額という内容になってございます。議員さんのご質問でもったいない制度だというような表現もありましたが、本来この緊急雇用事業は、復興に向けて正規の仕事についていただくという、その間の支援という制度でございますので、ある意味年間の途中で正規の仕事についてたり、あるいは漁業者であれば自営としての漁業が復興してきているという意味でもございますので、予算の面ではそのとおりかもしれません、これは復興に向けていずれこういうふうな傾向になるべきものだというふうに理解してございます。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） それでは、繰越明許ですが、これは今いろいろと国のほうでいろ

いろいろ懸念するような発言が出てきているわけですが、国だけでも今後負担はちょっと難しいというようなことで地方にもその負担をなんていうような話でかなり反感を買っているようですが、こういうような繰り越し、事業が進まないと、したくても結局国のほうから予算を絞られると、したい事業もできなくなってくるのかなと。ですから、できれば繰り越しとかあるいは事故とかそういうことなく、計画を立てたものはすかすかとやっていかないと、これから先復興がおくれるあるいは復興するための財源が枯渇していく这样一个方向に歩き始めるのかなと。大変難しいことはわかります。今の状況で事業を余すことなく進めていくということは大変難しいんではありますが、状況がそういうふうになってきておりますのでね、やはりさらなる努力というものが必要かなとそう思っているわけです。

それから防集です。わかりました。これは流されたところが基準と。流されなくてあるところはそれを使ってもらうということで、要は流されたところは防集団地のほうが基準になるのか、あるいは今まで残った集落に建てる事になるのか、それはこれから流動的というか地区、地区で相談して建てていくということですね。わかりました。

それから、雇用事業ですが、これ3年目、3年目で相当給料が下がっているんですよ。結局事業内容も変わって、そして雇用人数もふやしていったと。そのために予算の頭が決まっているものだから、中身を減らさなきやならない。で、それを途中でやめたから、それは結構な話なんですよ、途中でやめたから正規の仕事についたからそれは事業の趣旨に沿つていると、それは大変結構なことなんだけれども、その中でかなりまだつけない人が前年度よりも中身が薄くなってしまって大変なような状況もあったわけですよ。ですからそういう部分にここに載っている金額を回して、そしてできるだけその間にほかの企業での仕事についてもらうと、そういう方法はとれなかったのかなと。今ここへ来てそれを追求してもう時既に遅しですが、そういうような使い方もあったんじゃないのかなとそう思ったところです。終わります。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 1点目の事業の繰り越し等にかかるご指摘でございますけれども、ご懸念、ご指摘そのとおりだろうというふうには思いますけれども、事情、多分ご賢察いただいているとおりでございまして、当該年度の各事業、被災者の方々の1日でも早くという思い、十分我々も認識しながらその事業執行についてできるだけ早期にということについては懸命に職員やってございますけれども、どうしても受注環境の問題、それから1つの事業についてどうしても他の事業との関連調整から発注時期がどうしても後半に来ざるを得ない

ものという他の要因等の問題もございまして、どうしても年度後半になって3月末の工期を発注するというようなものも出てきていることはご承知のとおりでございます。同時に、ご懸念いただいておりますように、国のはうでの復興関連事業の対応の仕方についていろいろな今後の考え方が報道されておりまして、我々も当然そういうものについては十分危機感を持ってございます。したがいまして、今11次まで決定をいただいているものにつきましては、できるだけこれはその段階で基金として一応いただいてございますので、ここは速やかに事業執行に充てていくということと、問題は復興集中期間の5カ年を過ぎた後に新規事業という話になってまいりますと、多分に国の対応が以前と変わってくる可能性というのは十分我々も意識してございますので、この平成27年度、来年度27年度1年が一つの勝負だらうというふうに思っております。したがって、今各課に指示をしながら、復興に必要な各種事業のもう一度足もとを見つめ直して、この期間中にとにかく新しい事業への取り込みにいこうということで今作業をしてございまして、おおむね大きい事業についてはこれまでの交付金の協議に乗っけてございますので、なおそこはもう一度点検をしながら、少なくともこの復興集中期間の最終年度でございますので、一層の緊張感とそれから危機感を持ちながら、平成28年度以降に実はこういう事業がというようなものが出てこないように配しながらやりたいというふうに思いますけれども、ただどうしても、総務課長先ほどお話ししましたように、今年度平成25年度から送られてきた事業も今なお、なかなか厳しい状況の中でやっておりますし、平成26年度今年後発注した分もきょうご提案しているようにどうしても明許という手続をとりながら送らなきゃならないということの事情については、ひとつご賢察をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、9日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、9日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。本日は、これをもって延会といたします。

午後3時50分 延会